

博士論文（要約）

論文題目 市民参加型調査・収集・展示の文化資源学的考察
－野尻湖発掘を事例として－

氏 名 土 屋 正 臣

<目 次>

序章	…6
第1節 埋蔵文化財行政の立ち位置	…6
第2節 新たな社会を切り拓くための社会教育	…8
社会教育に対する批判	…8
社会を創る学びとしての社会教育	11
第3節 文化財保護行政と社会教育行政の望ましい関係構築に向けて	…12
第4節 行政発掘の現状と市民参加の問題点	…15
（1）行政発掘のシステム上の問題	…19
（2）専門性という障壁	…21
（3）調査成果を還元する上での問題	…22
第5節 分析の対象と視座	…24
（1）分析の対象	…24
（2）分析の視座	…27
第I章 発掘調査史	…31
第1節 発掘調査の持つ政治性	31
第2節 月の輪古墳をモデルとする発掘調査の教育的意義	…33
第3節 文化財保護行政への市民の直接関与が困難な歴史的背景	…34
第4節 記録保存のための発掘調査の増大	…37
第5節 記録保存型発掘調査に対する社会教育的性格の付与	…41
第6節 市民参加型発掘調査を問い直す必要性	…43
第II章 野尻湖発掘前夜一戦後研究者集団の問題意識と地域社会	…46
第1節 調査地の被害から〈知〉の共有化へ	…46
第2節 地質学研究者コミュニティの大衆観	…49
第3節 地団研における地域社会と研究者の関わり方の実践	…55
第4節 大衆観のズレと地団研の民科脱退	…59
第5節 理想と実践のひずみ	…62
第6節 地団研外部からみた僻地方針	70
第7節 「僻地方針」という思想はどのように発掘調査に適用されたのか	…73
第8節 戦後研究者の問題意識は具現化されたのか	…77
第III章 地域研究史における野尻湖発掘の位置	…79
第1節 信濃博物学会と戦後地域研究	…80
第2節 信濃博物学会と野尻湖発掘	…83
第3節 信濃教育会による研究者招聘の意味	…85
第4節 戦後地域研究の特徴	…88
第5節 信州ローム研究会の活動	…93

第6節	新潟県新井高校による野尻湖総合研究	…101
第7節	フィールドワークの社会教育的側面の源泉	…105
第IV章	発掘調査における市民参加の転換	…109
第1節	野尻湖発掘における集団的学び、〈知〉の創出の萌芽	…109
第1項	野尻湖発掘の成立	…109
第2項	第1次発掘から第4次発掘参加者の実像	…113
第3項	初期の野尻湖発掘参加者における〈知〉の「形成」・「伝達」・「還元」の位相	…158
第2節	調査体制、調査手法、調査対象・領域の連環と集団的学び	…162
第1項	長期休止期間における第5次発掘への胎動	…162
第2項	野尻湖発掘の再開－第5次発掘－	…171
第3項	発見至上主義からの脱却	…177
第4項	第6次発掘と調査体制、調査手法の変化	…185
第5項	第6次発掘前後における参加者の学びのかたち	…197
第6項	僻地方針から地元主義・大衆発掘へ	…208
第3節	ローカルなく知〉、再編成される〈知〉	…217
第1項	第7次発掘と野尻湖友の会	…217
第2項	調査手法の転換とローカルなく知〉の組み込み－野尻湖昆虫グループ－	…220
第3項	友の会の展開と調査手法の浸透－第8次・9次発掘	…228
第4項	地団研と野尻湖発掘	…234
第5項	地域イメージの変化	…236
第6項	組織再編と新たな〈知〉の創造－第11次発掘「足跡古環境班」	…237
第4節	市民参加型発掘調査のジレンマ	…247
第1項	開発行為と野尻湖発掘－第6・7回陸上発掘	…247
第2項	市民参加型発掘の陥穽－第13次発掘	…249
第3項	調査手法の精緻化と参加者の減少－	…252
第5節	野尻湖発掘の鳥瞰図	…256
第1項	野尻湖発掘の全体像	…256
第2項	小括－1990年代以降の〈知〉をめぐる野尻湖発掘の変化－	…277
第V章	野尻湖発掘から博物館活動へ	…294
第1節	遺跡地に博物館を建設する思想の源泉	…294
第2節	野尻湖発掘の開始と博物館建設の思想	…296
第3節	野尻湖発掘の再開と博物館建設への機運の高まり	…297
第4節	調査団と地元住民の関わりの変化	…301
第5節	ステークホルダー間の意識のズレコンペ事件と野尻湖展	…302

第1項	コンペ事件	…302
第2項	第2回野尻湖発掘展	…303
第6節	野尻湖発掘関係者の博物館論	…304
第7節	博物館建設における自治体の役割	…306
第8節	野尻湖発掘参加者からの博物館建設に向けた取り組み	…308
第9節	遺跡地住民の博物館建設への関わり	…309
第10節	小結—市民参加型発掘から地域文化の醸成へ	…311
	(1) 思想的な系譜と博物館建設に関わる人々の実像	…312
	(2) <知>の形成と共有という市民参加のメリットが博物館建設に与えた影響	…313
	(3) 市民参加型発掘調査と地域文化の関係に対する博物館の役割	…314
	(4) 遺跡地の地元自治体の役割	…315
	(5) 市民参加型調査・収集・展示の場のひろがり	…317
終章		…319
第1節	発掘調査に係る3つの課題	…320
	(1) 行政システム上の発掘調査の問題と市民参加型発掘調査	…320
	(2) 専門性という障壁と市民参加型発掘調査	…321
	(3) 市民参加型発掘調査にみる調査成果の還元の方法	…322
第2節	発掘調査が生み出す地域文化の可能性	…322
第3節	野尻湖発掘を継続させたもの	…323
第1項	野尻湖発掘を中心とする縁	…324
第2項	市民参加による調査・収集・展示に関わる専門家	…325
	結びにかえて	…327
	【引用・参考文献】(あいうえお順)	…328
あとがき		…348

【本 文】

平成 28 年 5 月現在、当博士論文『市民参加型調査・収集・展示の文化資源学的考察－野尻湖発掘を事例として－』は、5 年以内に出版の予定があり、博士論文のインターネットによる全文公表に差支えがある。また、第Ⅱ章～第Ⅴ章において、個人情報の保護の観点から、インターネット公表に不適切な個所が含まれる。したがって、博士論文要約としては、本稿の全体の流れを把握することができる次項以降の内容をもって本文とする。

序章

第1節 埋蔵文化財行政の立ち位置

本論文は、発掘調査の持つ社会教育的な意義の検証を通じて、埋蔵文化財行政の望ましい方向性を提示することを目的とする。

この論文の問題意識は、筆者の経験に基づいている。筆者は、大学で考古学を専攻した後、基礎自治体の文化財保護行政に関わることになった。その過程で考古学研究と文化財保護行政とは全く異なる次元にあることに気がつくようになった。前者はあくまで真理を探究する学術研究であるが、後者は行政の範疇にあるということである。特に、同じ発掘調査という手段を必要とすはいても、学術上の成果を生み出すことを目的とする学術発掘と、行政が主に開発事業に伴って破壊される遺跡を記録として保護する行政発掘とは、その目的や意味が全く異なる。記録保存のための発掘調査は、行政施策として実施する以上、結果的に住民の福祉の増進を図る（地方自治法）のためのものでなければならない。

文化財保護法は、文化財の保存とその活用によって、国民の文化的向上や世界文化の進歩に貢献することを目的としている（第1条）。そして、政府・地方公共団体は、「文化財が我が国の歴史・文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、且つ将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識」し、「その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない」（第3条）としている。つまり、文化財の持つ情報は、国民の文化的な発展を支えるものとして存在するのである。そして、最終的にそれは住民の福祉の増進を図る地方自治法の精神とも深くかかわっている。

この文化財保護行政を主管するのが、教育委員会である。地方教育行政の組織及び運営に関する法律は、教育委員会の職務権限のひとつとして、「文化財の保護に関すること」（第23条第14項）を掲げている。また、地方公共団体の長は、条例の定めるところにより「文化に関すること」（第24条第2項）を管理、執行できる。しかし、この「文化に関すること」のうち、文化財の保護に関することは対象外となっている。すなわち、文化財の保護は、教育委員会固有の職務であって、あくまで教育委員会が管理し、執行しなければならないのである。

ところが、埋蔵文化財保護行政の日常的な業務は、教育とはほど遠い状況にある。後述するように、遺跡を記録として遺すことが中心となってしまい、そこで得られた成果が教育行政という枠組みを通じて社会に還元される機会は、極めて限定的であった。現在では、開発事業の減少とともに、発掘作業だけに職員が追われることは無くなってきているが、それでも発掘調査によって得られた知見や見識—ここではそれらを総称して<知>とする—が、学びというかたちをとって、人々の生活や社会の発展に寄与しているとは言い難い。どちらかと言えば、開発を阻害する要因としての遺跡をいかに処理するか、という土木行政に近い状況が生まれている。

これと関連する問題として現在進行しているのが、発掘調査業務の外部委託化である。埋蔵文化財調査を自治体の直営で行うのではなく、民間の発掘調査会社に委託して実施するものである。自治体財政規模の縮小化に伴い、自治体職員の採用数が絞られている。このため、埋蔵文化財行政担当職員を採用する枠もまた限定されてきている。この状況を補うものとして、民間発掘調査会社に発掘調査業務を委託しているのである。こうした手法は、地方自治体の土木行政において、日常的に用いられているものである。しかし、土木行政と異なるのは、埋蔵文化財行政については、教育行政という枠組みの中で捉えた時、発掘調査の結果と同時に、プロセスそのものが教育的意義を負っているということである。発掘調査業務の委託そのことが否定されるべきではないと筆者は考えている。しかし、業務の外部委託化が、効率性や迅速性を求めるあまり、自治体の直営事業よりもさらに、遺跡と地域社会との関係が希薄化し、発掘調査の持つ教育的意義が排除されてしまう危険性を筆者は危惧する。

しかしながら、以上のような課題を文化財保護行政が抱えてはいるものの、こうした法制度の趣旨を踏まえた上で論を進めるならば、特に、基礎自治体において、文化財保護行政は教育行政、その中でも社会教育行政と密接な関係に位置づけられることが少なくない。たとえば、社会教育行政の中に文化財保護行政の担当のセクションを設けている基礎自治体は多い¹。また、現在、「文化財保護課」とされている組織も元々は、「社会教育課文化財保護係」といったかたちで社会教育行政の中に文化財保護部門を位置づけてきたケースが存在する²。

1960年代後半以降、大規模開発による遺跡破壊が進む中で、記録保存のための発掘調査体制の整備が急務となっていた。その過程で、基礎自治体においては、社会教育行政の中に文化財保護行政を位置づけていった。いや、むしろ学校教育以外の教育行政をまとめた結果、「社会教育課文化財保護係」が生まれた事例も少なくないと推察される。そのために、1960年代から1970年代における文化財保護の専門職員の配置が順次進められていた段階では、職員が複数の業務を掛持ちながら、その中の一つの仕事として文化財保護も担当するという状況が続いていた。たとえば、金井塚良一が東松山市の事例として取り上げているように、「文化財関係の実際的な仕事は、社会教育の一部門としてあつかわれ、一人の文化財係が担当」していたのが1960年代の状況の一端であり、「社会教育関係の仕事の

¹ 例えば、交野市社会教育課文化財係、逗子市社会教育課文化財保護係など。また、生涯学習を冠したものとしては、三条市生涯学習課文化財係、真庭市生涯学習課文化財班など。

² この歴史的背景には、GHQの強い要望により設置された文部省の社会教育局の中に、文化財保存課が1949年に設置されたことがある。その後、1950年5月に文化財保護法が成立し、同時に文化財保護委員会が文部省の外局として設置された。この際に、社会教育局文化財保存課で処理されていた事務は、同委員会に移管され、文化財専門審議会が設置された。さらに、文化財保護委員会は、1968年に文化局とともに廃止され、両者を統合して新たに文部省の外局として文化庁が設置された。こうした歴史的背景の中で、文化財保護行政は、結果的に見れば、社会教育行政との緩やかな関係を持ちつつ、文化財保護法制定以後、その独自の体制を整えていった。

片手間」として文化財保護が行なわれていた³。つまり、少なくとも基礎自治体では、専属的に文化財保護の業務を担う職員が配置できないために、結果的に社会教育行政の一部として文化財保護行政を兼務せざるを得ない状況があったのである。そのために、開発行為に伴って破壊される遺跡の保護は、手薄になりがちであった。そして、一人の職員による掛持ちの状況は現在でも必ずしも解消されてはいないのである。

ただし、こうした問題を孕んでいるにせよ、文化財保護行政が社会教育行政と近接した関係の中で扱われてきたことは、積極的に評価しても良いのではないかと筆者は考えている。後述するように、学びによって次の社会を創るのが社会教育なのであれば、文化的な発展の礎である文化財の保護もまた社会教育の枠組みで捉えなおすことができるのではないか。学校教育以外の教育として結果的にまとめられてしまったとしても、必ずしもそれを否定的に捉える必要は無い。むしろ、社会教育としての文化財保護行政の在り方を積極的に模索すべきだと筆者は考えている。

第2節 新たな社会を切り拓くための社会教育

社会教育に対する批判

今日、文化財保護行政ないしは埋蔵文化財行政が社会教育的な観点から必ずしも運営されていない背景には、市民の文化活動の実態と乖離していた、社会教育行政が抱える事情があった。『社会教育の終焉』の中で松下圭一は、成人の学習ないしそれを含む成人の文化活動を市民文化活動と位置づけた。その上で、こうした自発的・能動的な学びを実践する人々を行政が「オシエソダテル」という社会教育は成り立たないとした⁴。

特に本論文で松下の批判に注目したいのは、社会教育主事等の専門性を持った人々の役割を否定的に捉えている点である。社会教育行政に携わる職員を「指導者」とする社会教育の在り方に松下は疑義を呈し、市民相互の関係である相互教育の本来の意味が、行政と市民との関係にすり替えられていると指摘する。そしてこの「指導者」としての専門家の存在が、「オシエソダテル」社会教育システムを補完し、行政が市民を教導する形態を維持し続けているのだとする。

この行政の専門家が人々を「正しい市民」に教え導くという社会教育モデルは、文化財保護行政にも適用されてきた。たとえば「文化財保護強化週間」は国及び地方公共団体が文化財保護の一層の推進を図り、広く国民に文化財保護思想を普及啓発し、その理解と協力を得ることを目的として、1954年から毎年実施されてきている。具体的にはこの期間中に全国各地で文化財に関する展覧会や芸能発表会、史跡めぐりなどの各種事業が実施されている。こうした文化財に直接触れるイベントを通じて、文化財に対する国民の無理解か

³ 金井塚良一（1964）「東松山市の文化財問題を通して見た市町村段階での文化財行政の諸問題」（各地の実情と提案－文化財保護運動における地方公共団体と研究者）『考古学研究』10巻4号、54

⁴ 松下圭一（1986）『社会教育の終焉』筑摩書房

ら生じる文化財の破壊や消失を避けるために、正しい文化財の保護や愛護の思想を人々に浸透させることが、文化財保護行政の重要な柱となっているのである⁵。

こうした文化財保護行政の発想こそ、まさに社会教育行政における「オシエソダテル」思想と符合するものである。教導型社会教育においては、教える側（行政）と教わる側（市民）が、明確に分離され、その二者の間で「正しい」知識が啓蒙される。その一つが文化財の保護となっているのである。しかしながら、教導型の社会教育システムの中で、文化財保護行政が機能してきたために、社会教育批判によって社会教育から生涯学習へと転換が図られるようになると、旧態依然とした文化財保護行政は、教育行政の中での位置づけが不明瞭となっていったのである。つまり、文化財保護のシステムそれ自体が地域社会との関わり方が曖昧なことに加え、拠り所としていた「オシエソダテル」型の社会教育が批判され、その内容が問い直されるようになると、「オシエソダテ」ない文化財保護の方向性もまた不透明となっていった。

それゆえに、「オシエソダテ」ない文化財保護の姿を模索するかのようになり、2000年代に入ると、「文化財の保存・活用の新たな展開－文化遺産を未来へ生かすために－」（平成13年11月16日文化審議会文化財分科会企画調査会）に代表される、「文化財の保存と活用」が盛んに指摘されるようになる。もちろん文化財保護法の精神に立ちかえれば、文化財の保存と活用という方向性は必然的なものである。だが、そもそも文化財保護行政が拠り所としてきた市民への教導型社会教育に対する批判的検討が、文化財保護行政の中で培われてこなかったために、「保存と活用」の具体的な施策も従来の「オシエソダテル」形式から脱却しているとは言い難い。

この背景には、社会教育行政における社会教育主事のように、文化財保護行政の専門職員の「指導者」としての位置づけが「オシエソダテル」型の社会教育システムを温存してきたという事情がある。後述するように、文化財保護行政、特に埋蔵文化財行政に携わる職員の数は、記録保存のための発掘調査件数の増大に比例して増えて行った。これらの職員は、学芸員や教員、一般事務吏員といった複数の枠で採用され、記録保存を目的とした発掘調査や調査報告書の刊行に従事してきた。しかし、こうした職員は、その調査成果の地域社会への還元＝市民に対する文化財保護思想の啓蒙と普及という図式を刷り込まれてきたために、1980年代以降の社会教育の変容を前にしても根本的な意識改革を遂げることなく今日まで来ている。こうした職員は自らを「行政内研究者」と称してきた。自らの専門性をアピールした造語なのだが、問題はその専門性の中身である。発掘調査ができる、あるいは考古学的な素養を身につけているという点で専門性がこうした職員に備わっているといえる。だが、その専門性は民間の発掘調査会社の社員も有しているものである。民間委託できるような、代替可能な専門性は行政の中で特別視されることはない。むしろ経

⁵ いくつかの基礎自治体においては、文化財保護部局の業務内容のひとつとして、「文化財保護思想の普及・啓蒙」を掲げている。社会教育から生涯学習への転換の中で、こうした方向性を明確にしない自治体が主流になりつつある。

済性や迅速性の観点だけで考えれば、発掘調査業務は民間事業者に委託した方が有利である。だからこそ、発掘調査件数の減少と共に、一般事務吏員採用職員を中心として、「行政内研究者」は他の部署への配置転換を余儀なくされているのである。発掘調査という特殊技能を除けば、他の一般事務吏員と何が違うのかという問いに、当の埋蔵文化財行政担当職員が明確に反論できないのである。

実はこうした職員に立場上、求められる専門性は、考古学研究者あるいは埋蔵文化財発掘調査者としての専門性ではない。「私を含め行政内の文化財担当専門職員は一面では研究者であるが、主に文化財保護行政のために配置された職員としての自覚が必要である」⁶と後藤祥夫が指摘しているように、あくまで埋蔵文化財行政の専門家とは、文化財保護「行政」における専門性を有していることが最も重要な意味を持っている。それにもかかわらず、文化財保護行政に関わる職員の中で、研究者としての自意識が優先されるが為に、自ずとその成果を地域社会に還元しようとする中、啓蒙主義的に市民に知識を教授してしまうことになる。社会教育行政が市民の教導から脱しようとする中で、文化財保護行政を担当する職員の場合、研究者としての性格を意識するあまり、成人である市民を「オシエソダテル」発想の転換が遅れている。それゆえに新しい文化財の「保存と活用」というスローガンの中でもまた、従来の「文化財保護思想の啓蒙と普及」を繰り返してしまうのである。そして、この文化財保護行政を担当する職員の行政における専門性の曖昧さこそが、結果的に文化財保護行政や埋蔵文化財行政が教育行政の中で浮き上がってしまう要因を作り出しているのである。

社会を創る学びとしての社会教育

ここで再び社会教育における議論の推移を確認しておきたい。松下圭一の社会教育行政に対する批判以後、生涯学習のような個人の成長を促す学びが重視される一方で、社会教育の意味を再確認する議論も成立させていった。後者における社会教育とは、たとえば佐藤一子が指摘するように、「社会を創る学び」であるという。ここには、1980年代以降における「社会における学び」から「社会を創る学び」への転換という国際的潮流の中で、日本においても1990年代以降、人々の直接的な参加による「自己実現と社会参加」という二重の展望を開く学びの重要性が認知されてきた。特に子どもの学びと違い、大人の学びは、生活の質の改善や生き甲斐を得るために欠かせないものである。大人の学びは、単に知識や技術の習得ではなく、それまで蓄積してきた経験や考え方を異なる領域と結びつけることで、個人が楽しさや生き甲斐を得るだけでなく、それが社会の発展にとっても有益である点に特徴がある。

したがって、本論文で参照したい社会教育とは、松下圭一が終焉論で批判した行政が市民を「オシエソダテル」社会教育ではない。むしろ、松下圭一の批判後、特に1990年代以

⁶ 後藤祥夫（1988）「住民主体の文化財保護－住民参加の発掘調査を例として」『月刊社会教育』32巻8号、44

後の「社会を創る学び」としての社会教育である。この視点に立って、人々の能動的な学びと創造の活動が、文化財の保護や発掘調査という場、さらには公民館や博物館といった社会教育施設でどのように展開していくのか、あるいは展開しないのかを考えてみたい。

社会教育行政の意義は、公民館や博物館、市民ホールといった施設整備や講座を設けて、知識や技術の教授を市民に対して行うだけにとどまらない。「社会における学び」だけでなく、「社会を創る学び」の様々な選択肢を社会の中に切り拓くことが、社会教育施設の機能にも求められる。

たとえば、社会教育施設のひとつである博物館を事例として取り上げてみたい。長浜市立長浜城歴史博物館は、当初市制 40 周年記念事業という行政主導によるものであったが、長浜城を自らの手で再建しようという気運が市民の間で高まり、4 億円を超える寄付金が寄せられて建設されたという。博物館の建設プロセスの中で、かつての町衆としての市民意識が喚起され、市民と行政による「まちづくり」運動へと発展したのだという⁷。博物館建設を契機に市民自身が地域と向かい合い、学ぶ中でまちづくりへと展開していくこの事例は、自己実現のための学びから地域をつくる学びへという社会教育の潮流の一つを示している。個人の学びが地域と向き合う契機となり、それがやがて人と人との結びつきを生み出し、新たな社会を形成していくのである。

このように社会教育施設は、発掘調査等のフィールドワークや文化財の展示、さらには長浜歴史博物館のように、建設プロセスを通じて、人々の学びを支援し、人々が社会と向き合う機会を生み出す機能を持っている。社会教育法上において博物館を社会教育施設に位置づけることで、社会教育と文化財保護は接点を有する。この部分だけを取り上げるならば、社会教育と文化財保護は極めて局所的な関係しか持っていないかのように受けとめられる。しかし、実際には、法制度上の接点を有するだけでなく、博物館等の社会教育施設を介して、人々の学びはまちづくりへと展開するように、社会教育と密接な関係を持っているのである。

第 3 節 文化財保護行政と社会教育行政の望ましい関係構築に向けて

ここまで文化財保護行政と社会教育行政の関係について法制度上、組織上、両者が近接した関係におかれてきたことを確認してきた。もちろんそれが、学校教育以外の教育として一括りに扱われてきたという、消極的な要因があるのも事実である。しかし、その一方で、両者の関係を生産的な議論へと転換しようとしてきた議論もこれまで積み重ねられてきた。社会教育法では、社会教育施設の一つとして博物館を規定しているように、博物館が文化財調査の成果について展示等を通じて社会教育の観点から地域社会に還元するための施設となっている。また、文化財保護における公民館の役割もまたこれまで論じられてきた。

⁷ 金山喜昭（1999）「「まちづくり」と市民意識の形成に関する地域博物館の可能性」『博物館学雑誌』第 24 号第 2 号、43

佐藤満洋は、「文化財を理解し、文化財保護を一部の人たちにまかせておくのではなく、地域住民がみんな保護活用するためのお世話をする」ことを目的とした公民館活動に注目している⁸。さらに、佐藤暁は、公民館活動が「官僚のお手盛り社会教育だ」として批判されながらも、「文化財保護行政や文化財研究者と公民館の結び付き」が密接になれば、「文化財に関する調査研究の仕事が公民館を通じて大衆に伝達」され、「理解と協力を得る方向がえられる」とし、最終的には「文化財保護が大衆の手によって行われるようになる」のだと説く⁹。

このように文化財保護と社会教育の接点は、博物館だけに限定されるのではない。公民館もまた「地域の文化センターとして郷土史料の展示室など」を備え、人々の創造的な学びを支援する装置であるならば、実際の運用面においても社会教育行政の中に文化財保護行政の接点を見出すことは、可能である¹⁰。地域文化を構成する要素として文化財が存在するのであれば、大人の学びを通じて、それが文化財保護という領域に結びつく可能性を 2 人の佐藤の指摘は示している。

しかし、彼らのように文化財保護行政と社会教育行政との接点を探っていた人々が存在してきたにもかかわらず、残念ながら現実には両者の有機的な関係が構築できていないと言いがたい。これまで、そして現在でも文化財保護行政の教育的側面が語られることはあっても、実際の事業として成立することは希である。

筆者もまた、自身が担当する埋蔵文化財の発掘調査途中で、遺跡の説明会や親子での発掘調査体験教室を開催したり、各地の公民館で遺跡の展示に携わってきたりした。だが、そのどれもが来場者、参加者に対する一方的なレクチャーで終わってしまっていた。主催者側である行政が、市民に対して考古学的な知識や発掘調査で得られた知見を教えるという固定的な関係がそこに存在していた。それでもこのレクチャーが、訪れた人々の意識や行動に影響を及ぼしたならば、教育行政としての意味はあったのかも知れないが、実際にはその場限りのイベントに過ぎない。このようなイベントの評価は、教育的意義よりは、開催回数や参加人数が重要視される。そのために、社会を切り拓こうとする社会教育の方向性とした文化財保護の実際のイベントとは、あまりにも隔たっている。筆者の経験は、他の多くの埋蔵文化財保護担当職員にも共通する経験であろう。

この問題の根源は、そもそも誰が、どのようなプロセスで文化財を文化財として扱っているかという問題に尽きる。たとえば、埋蔵文化財も発掘調査という行為を通して、地中のモノを掘り起し中で解釈し、その歴史的・文化的な価値を評価することで埋蔵文化財となる。こうしたプロセスを経なければ、埋蔵文化財は単なるモノにすぎない。調査という行為は、対象を社会や文化といった文脈の中に位置づけるものである。聞き取りによる民

⁸ 佐藤満洋（1963）「文化財保護と公民館」『社会教育』国土社 第 72 号、34-35

⁹ 佐藤暁（1964）「地方文化財保護担当者のなやみ（各地の実情と提案－文化財保護運動における地方公共団体と研究者）」『考古学研究』10 卷 4 号、34

¹⁰ 佐藤暁（1964）、34

俗調査も、各地の蔵に眠る古文書の調査も基本的には同様である。それゆえに、調査の手法や対象を選択し、調査成果を社会や文化の文脈に位置づける調査主体が、調査内容にとって重要な意味を持つてくる。埋蔵文化財の場合も、同様に発掘調査主体である行政の判断、厳密に言えば、調査担当者の判断が埋蔵文化財の持つ価値を決定づけている。

この調査主体が行政であるという前提が変わらない限り、文化財保護行政を公民館活動の中に組み込んだとしても、それは行政が価値づけたものを市民に提示するにすぎない。筆者が経験した発掘体験教室等での失敗の原因は、遺跡に対する価値判断があくまで調査者である行政側に限定され、行政が描いた文脈にしたがって、市民が参加しているにすぎなかったことにある。市民の自発的・能動的な参加とはいいながらも、調査者である行政の描いたストーリーに沿ってイベントは開催される。1960年代に社会教育との接点の中で文化財保護行政が語られていたにもかかわらず、両者の有機的関係が構築し難かった原因の一つは、ここに求められるのではないか。

こうした問題に対して、では、調査主体を行政主導から市民主導へと転換するならば、発掘調査という行為を通じた文化財保護活動が、社会教育的な意義を持つのだろうか。行政が調査を通じてその価値を決定したものを是として受け取るのではなく、市民自らが調査や分析に直接関与し、結論を導き出す。それは、一次資料から自ら考え、学び、何らかのかたちを得ようとする社会教育のあり方と符合する。調査という行為が結果的に大人の学びに繋がるのであれば、文化財保護行政と社会教育行政との新たな可能性を拓くことになるはずである。

本論文は、こうした発掘調査を含めたフィールドワークが、学術的な成果を生み出すとともに、そこに関与する人々の学びへとつながる可能性に注目したい。そして、このフィールドワークの特性に注目することで、フィールドワークを前提として成立している文化財保護行政と社会を創る学びとしての社会教育行政との関係を問い直すことにしたい。

ところで、今日、社会教育から生涯学習へという用語の転換が主流となっているが、あえて本研究では社会教育という言葉を用いる。その理由は、社会教育法において、国及び地方公共団体が、「すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を使用して」、「自ら實際生活に即する文化的教養を高める」(第3条) ための環境づくりに努めることが明記されていることにある。教育と社会の関係を中心に本論文は注目することから、個人の学びと成長を想起させる生涯学習よりは、社会教育という用語のほうが、筆者が論じたい内容に近いと言える。

一方で、人々の学びが社会を創造するという社会教育的観点から文化財保護行政を問い直すにあたって、今日における首長部局を中心とした文化政策との関係にもここで触れておきたい。たとえば、2001年の文化振興基本法は、文化芸術の振興にあたって、「多様な文化芸術の保護及び発展」(第2条第5項)を図ることが盛り込まれ、そのために基本的施策として、文化財等の保存及び活用が明記されている。ここでは、教育行政にとどまらず、文化財の保存・活用の充実は、民間の非営利活動や文化ボランティアによる活動の重要性

が広く認知されてきた社会的背景が影響している。そして、文化的な遺産の保護とともに、地域経済の活性化や文化的なアイデンティティの拠り所として人々から期待され、文化財の持つ社会的意義が見直されつつある。

こうした現在の状況は、社会において文化財のもつ多面的な価値を引き出す上で歓迎すべき状況だと筆者も考えている。しかし、その一方で、基礎自治体を中心に、社会教育行政と密接な関係に置かれてきた文化財保護行政のあり方を考えるならば、あえてその教育行政としての文化財保護行政と社会の関わり方に焦点を当ててみたいと思う。これまでも社会教育的な観点から埋蔵文化財保護行政の方向性を問い直す研究が重ねられてきたが、どちらかといえば、市民参加型の発掘調査史の中で、埋蔵文化財保護行政の問題点を指摘する側面が強い。そこに関わる市民の実像や個人に対する教育的な効果、調査・研究がもたらす文化的な影響にまで踏み込んで、詳細な検証が行なわれて来たとは言い難い¹¹。そこで、発掘調査のようなフィールドワークに関係した個人に対するミクロな分析と地域文化全体に対するマクロな分析によって議論を進めていくことになる。

しかしながら、本研究は社会教育論ではない。人々の学びが新たな社会の創造につながるような、システムの構築や人々の行動や意識が変化するのであれば、それは最終的に文化の問題として捉えかえす必要がある。文化と社会の多様な関係を研究し、現在と未来に向けてよりよい社会の実現を求める学問領域として文化資源学がある。本論文はこの文化資源学の観点から文化財保護行政と社会の望ましい関係を問い直すことを目的とする。

そして、本研究が分析対象とするのは、フィールドワークの中でも発掘調査という手段が持っている社会教育的意味である。開発行為前における遺跡の保存処理作業としての発掘調査ではなく、新たな地域文化の創造の場としての発掘調査の可能性を過去の事例から考察してみたい。それゆえに、現状の文化財保護行政や社会教育行政そのものを分析対象とはしない。こうした枠組みの外側で繰り広げられてきた発掘調査に目を向けることで、文化財保護行政や社会教育行政の問題点を抽出し、望ましい将来像を考えていくことになる。

第4節 行政発掘の現状と市民参加の問題点

社会教育的な意義を文化財保護行政に求めようとする際の問題は、文化財保護行政の成果を社会に還元するシステムが機能し難いことにある。ここで改めて、その問題点を整理してみたい。

そもそも発掘調査という場を中心とするステークホルダーの広がり範囲はどこまでなのだろうか。まずは、この点を整理してみたいと思う。発掘調査に関わるステークホルダーの整理は、すでに1960年代に佐藤暁が試みている。佐藤は、発掘調査に関わるステークホルダーを「学者」、「大衆」、「郷土史家」の3者に分類し、それぞれの間で発生する問題を取り上げている。まず、「学者と大衆」の間では、発生する問題を取上げている。

¹¹ 後藤祥夫(1988)、38-45

最初に、「学者と大衆」の間では、「研究者は、町や村に出向いて考古学・歴史学・民俗学の史料調査（採訪・発掘）をおこなっているが、この場合、一般大衆のもっているものやその土地にあるものの調査結果は、その所有者である大衆に伝えられることなく、殆んどが報告書となって中央（学界）に流れている」と佐藤は指摘する。そして、調査対象地に対して、調査の成果が還元されない現実を批判する。

「郷土史家と大衆」の間では、次のような問題点を佐藤は指摘する。「郷土史家」と呼ばれる人々は、地域社会の文化的発展に貢献する人々が存在する一方で、「調査者が来たときは案内をし、その知れるものを提供し、調査者からは話を聞いて多くを学ぶが、一般大衆に伝えることを忘れている」のだと佐藤は言う。そのために、「大衆」から見た「郷土史家」の姿は、「あれは好きでしているのだ」「金と暇にまかせて遊んでいるのだ」「われわれの生活に関係ないのだ」といった冷たい視線にさらされる。同じ地域に暮らしながら、両者の関係は乖離している場合が少なくない。

また、「学者と郷土史家」の間では、佐藤は、「郷土史家が長い年月の間、足で歩いて汗と努力によって、大衆から聞き込み、発見した資料を、提供された学者の側としては、どのような態度で受け取っているのだろうか」と疑問を呈し、「むしろ「当然として」その資料提供を受けているのではあるまいか」と指摘する。この両者の問題は、資料の提供だけでなく、郷土史家を学会活動に参加させることに学者の側が積極的でないとする。たとえば、「岩宿遺跡を発見し旧石器文化の研究の動機を作った研究者が、其後の研究成果を発表しているにもかかわらず考古学研究会の会員ではない」といった現象は、このことを示していた。つまり、郷土史家は遺跡の情報や遺物を提供する側であっても、研究者コミュニティの中に受け入れられないという現実があった。

以上の3者の関係は、現在の発掘調査を巡るステークホルダー間の問題とも共通している。「大衆」は市民、「郷土史家」はそのまま郷土史家、あるいはアマチュア研究者、「学者」は職業的研究者になぞらえることができる。ただし、今日と状況が大きく異なっているのが、この中に埋蔵文化財行政職員が含まれていないことである。そしてそれは、単にステークホルダーの数が違うということではなく、地方自治としての発掘調査や文化財保護という新たな課題が含まれていないことを示している。それを象徴しているのが、佐藤がこの3者の間の解決策として提示したのが、公民館活動だったということである。社会教育法の制定の流れを受けながら、公民館を起点とする社会教育という観点から新たな地域の文化財保護や発掘調査の意義を佐藤は提示している。しかし、佐藤の予想に反して、現実的には、新たな埋蔵文化財保護行政の確立は、問題の解決に向かうのではなく、むしろ別の次元での新たな問題を生み出してしまうのである。

たとえば、埋蔵文化財行政の担当職員の視点からステークホルダー間の問題を整理すると、職業的研究者との間では、埋蔵文化財の発掘調査によって得られた成果を提供する立場にはあっても、そこから学術的な成果を生み出す立場への移行はほとんどない。そもそも行政発掘はあくまで記録保存のための発掘調査であり、そこから学術的な成果を生み出

しがたいという発掘調査の性格にも起因している。この関係は、佐藤が指摘した「学者と郷土史家」とも共通している。

また、アマチュア研究者との関係においても、必ずしも有機的な関係が構築されてきたとは言いがたい。アマチュア研究者の研究成果の一部は、埋蔵文化財行政の中でも参照枠として尊重される反面、埋蔵文化財行政の担当者が直接的にアマチュア研究者との共同的調査・研究を行なう事例は今日ほとんど見られない。雉子山遺跡の市民参加による発掘調査が金井塚良一を中心とする台地研究会を介して実現したように、1970年代頃までは部分的に埋蔵文化財行政や自治体史編纂においてアマチュア研究者が活躍できる場が残されていた。しかし、埋蔵文化財行政体制の整備に伴って、こうした人々が直接埋蔵文化財行政に関与できる道は閉ざされていく。

そして、これまでも指摘したように、市民との関係においても、埋蔵文化財行政は必ずしも良好な関係を構築できていない。後に詳しく述べるように、行政発掘のシステム上の問題や特定の専門性以外を排除する傾向があり、市民が今日の埋蔵文化財行政に直接関与することは困難である。さらに、地域社会全体に対しても自らが発掘調査で得た知見を展示等で披露することはあっても、それが自治体政策としてどのような意味を持つのかという点について省みられることはない。そこでは、教示あるいは啓蒙する側と、教導される側という単純化・固定化された関係しか存在しない。結果的に、自治体が市民を正しく導くための社会教育ではあり得ても、市民自らが主体となって学習しながら地域社会に目を向けようとする社会教育としての埋蔵文化財行政は存在していないのである。

さらに、もう一步議論を進めて、直接的に発掘調査という場に関わりを持たない人々にとって、発掘調査はどのような意味を持つのだろうかという点を考えてみたい。市民とは、実際には遺跡や発掘調査に対する関心の有無は別として、積極的あるいは直接的な関係を持っていない人々が大部分である。むしろ、発掘調査に興味や関心がある人々自体、社会の中では少数派であろう。遺跡の保護や発掘調査に直接的に関与する人々の間で、学習や〈知〉の共有が可能となったとしても、それはせいぜい社会の中の一握りの人々同士の問題に過ぎない。だが、直接関わりを持たない人々にとっても、遺跡の保護や発掘調査が何らかの意味を持つとすれば、その中に埋蔵文化財保護行政の社会教育的意義を汲み取ることができるのではないだろうか。佐藤暁をはじめ、発掘調査に関わるステークホルダーの整理作業で欠けていたのは、こうした社会の大部分を構成する人々の姿である。本研究で論じる市民参加型の発掘調査が、学術的な〈知〉の創出や記録保存ではなく、最終的に地域文化を創る場としての可能性を持つのであれば、これまでの研究が視野の外側においてきた人々の姿まで射程に入れる必要がある。

このように、発掘調査を巡るステークホルダーは、〈知〉の創出や共有の過程で問題を抱えている。それとともに、直接遺跡の保護や発掘調査には関わりを持たない人々にとって、どのような意義があるのかは必ずしも明らかにされてきたとは言えない。特に、佐藤暁が論じていない、埋蔵文化財行政を巡る課題について、ここで改めて次の3点に分類し

て整理を試みたい。第一に、行政発掘のシステム上の問題がある。第二に、専門性の問題がある。そして、第三に、調査成果の還元の問題がある。

これらの問題は、同時に解決策を見出すことができるならば、発掘調査という場が持つ社会教育的意義を導き出すことができるはずである。自己の成長の場であるとともに、それが社会の新たな可能性を切り拓く手段のひとつが、発掘調査という場であるならば、それを阻害している今日的な要因を明確化することが必要となる。そこで、以下に 3 つの問題について整理して議論を進めることにしよう。

(1) 行政発掘のシステム上の問題

記録保存を目的とした発掘調査は、次の手順で実施される。まず、開発行為を計画した事業者は、開発予定区域における埋蔵文化財の所在状況を教育委員会の文化財保護担当部局に対して照会・協議する。必要に応じて、教育委員会は分布調査や試掘調査を実施することになる。調査の結果、埋蔵文化財を発見した場合には、あくまで現状保存が前提であるため、教育委員会は事業者に対して事業計画の変更によって埋蔵文化財の保存ができないか等の協議を行なう。その結果、事業計画が変更できず、埋蔵文化財の破壊が免れない場合、本発掘調査を実施する。

このような流れで実施される行政発掘は、一部の学術調査を除けば、開発行為を前提としている。また、調査費については、開発行為を実施しようとする主体が負担する「原因者負担」方式が原則である。このため、地方自治体は、常に開発スケジュールを意識した短い期間で、かつ限られた調査費用の範囲で発掘調査を進めることになる。そのために、記録保存を目的とした発掘調査には、効率性や迅速性が第一に求められ、そこで得られた成果が教育行政という枠組みにおいて、どのようにして地域社会に還元されるべきかといった議論は後景化しがちである。

近年、日本だけでなく、欧米諸国においても文化財保護行政と地域社会の関係が問い直されはじめているとはいえ、基本的に埋蔵文化財行政への市民の関与は難しい。たとえば、英国ノーフォーク州セッジフォードで市民参加による発掘調査を行なっているニール・フォークナー (Neil Faulkner) は、開発行為に伴う発掘調査の問題点について、①考古学者のみが参加可能であり、考古学を愛好する市民が参加できない、②発掘調査は調査方法の選択、遺構の検出、遺物の解釈などの過程を繰り返す作業であるべきだが、開発事業に伴う発掘調査の場合、作業がルーチンワーク化しやすい傾向にある、③絶対的な作業時間が定められ、時間をかけて遺物や遺構を分析するような環境を作り出しえない、とまとめている。

こうした開発事業に伴う発掘調査の問題を批判的に捉える一方で、フォークナーは、セッジフォードにおける発掘調査を実践している。この発掘調査では、地域の人々が週末や休日を利用して、自前の道具を持って参加する。参加者は、考古学者のアドバイスを受けながら、大勢で議論し、時間をかけて発掘調査を実施している。また、遺跡地の土地

所有者の全面的な協力でこの発掘調査が可能となっていること、そして、每期 10%の地元の人々がこの発掘調査に参加していることが、特色となっている¹²。

フォークナーの指摘は、開発事業に伴う発掘調査において、考古学者以外の人々の直接的な関与がいかに難しいのかを端的に示している。そして、開発事業に伴う発掘調査とは別に、市民の参加による発掘調査を立ち上げることで、遺跡と地域社会の関係を問い直している。

結論から言えば、日本においても開発事業に伴う発掘調査それ自体に社会教育的意義を求め、市民の直接的な関わりを期待することは困難と言わざるを得ない。人類が常に開発によって、それまでの環境を改変することで、生活基盤を構築してきたことを考えるならば、開発事業か、埋蔵文化財保護か、といった課題はこれからも無くなることはない。それゆえに、記録保存を目的とした発掘調査は、今後も必要であることに変わりはなく、市民参加型発掘調査とは対極にある効率性や迅速性を追求することになる。ここで重要なのは、行政発掘そのものの在り方を変えるのではなく、それとは別に、社会教育的な目的に沿った発掘調査の在り方を模索することである。セッジフォードでの発掘調査は、開発事業に伴う発掘調査とは別次元のものとして立ち上げられていることに注意を払う必要がある。

しかしながら、このような二元的な発掘調査を存立させることも問題が無いわけではない。たとえば、1964年以降、名古屋市見晴台遺跡では、「市民発掘」として市民の直接的な参加によって発掘調査を実施してきた。全国的にも記録保存のための発掘調査件数が増える1970年代からは、名古屋市教育委員会が、この市民発掘と記録保存のための発掘調査を並行して実施してきている。一方で、記録保存の名のもとに遺跡が破壊されているのとは対照的に、見晴台遺跡の発掘調査のみが社会教育、生涯学習の場として利用されてきている。見晴台遺跡のみが特別扱いされる状況は、見晴台遺跡の「ショーウインド化」として揶揄されるようになっている¹³。開発事業に伴う行政発掘と社会教育的な目的を伴った市民参加型発掘調査との対照性は、見晴台遺跡の場合、名古屋市教育委員会という同一の事業主体が実施することで、より際立っている。

見晴台遺跡の「ショーウインド化」の問題から見えてくるのは、社会教育的な目的を持った発掘調査は、必ず地方自治体が事業主体であるべきかという疑問を抱かざるを得ない。だとすれば、発掘調査の事業主体を地方自治体以外に求めることで、より幅広い視野から発掘調査の持つ社会的役割を模索する必要がある。そして、改めて文化財保護行政の

¹² 松田陽・岡村勝行(2005)「パブリック考古学の最前線(1)パブリック考古学の成立と英国」『考古学研究』52巻1号100-103 考古学研究会

¹³ 桜井隆司 山田鉦一(1984)「市民参加の発掘20年—見晴台遺跡の活用」『月刊社会教育』28巻8号30-35。なお、市民参加の発掘調査が、社会教育系雑誌に掲載されていることは、本研究の関心に照らし合わせると、興味深い。市民の直接的な発掘調査への参加が、文化財の保護という枠組みだけでなく、社会教育という観点から問い直される意義をここで改めて確認しておきたい。

役割を振りかえることになるに違いない。

(2) 専門性という障壁

埋蔵文化財行政が蓄積した成果を地域社会に還元する際に、常に問題になってきたのは、素人である市民には、資料の取扱いについての知識や成果に対する理解が不足しているというものだった。記録保存のための行政発掘に市民の参加がシステム上、実現が難しいと同時に、遺構や遺物の扱いに不慣れな人々を直接発掘調査に参加させるべきでないという立場も市民の参加を妨げている。

後藤祥夫は、「特権的な研究者であるかのような文化財担当職員や遺跡調査員が多くいる」のもまた事実であり、「彼らの多くは住民参加の発掘に批判的である。「素人の参加は調査の精度を落とす」というのがその理由である」とする。しかし、素人である市民を発掘調査から遠ざける方便としての専門性の内実は、「実に滑稽」だと批判する。

調査の組織の主体は大学で考古学を専攻する学生や OB という場合が多い。各地で数々の経験を積んだ人々もかなりいるわけだが、素人を締め出したはずの組織のなかにそれこそ昨日大学に入ったばかりの未経験者が結構含まれているのである。もはや「精度を保つ」は建前に過ぎず、そこにはきわめて閉鎖的な学閥主義や師弟関係が存在するのみである¹⁴。

発掘調査における市民の参加が研究者や地方自治体に倦厭される理由として、市民の専門性の欠如が挙げられることは、一見とすると合理的な説明として受けとめられる。しかし、大学等の学術発掘や記録保存のための行政発掘において、専門性を担保することで生み出されるはずの調査精度は、比較的調査参加者に対する教育・学習システムが確立されている市民参加による発掘調査とさほど変わらない。むしろ、調査・研究に必要な知識や技術を段階的に市民が身に付けていくような体制をとっている調査組織では、実質的に学生主体の学術発掘よりも調査・研究の水準が高い。後藤も指摘するように、専門性の担保を建前とした素人である市民の参加が学術発掘や行政発掘で拒まれる背景には、調査者による調査資料や研究成果の囲い込みや出身大学系列間の派閥争いなど、まったく別次元の要因が存在することが少なくない。

すでに 1980 年代までの社会教育行政の問題とも関連することを指摘したが、特に埋蔵文化財行政に限れば、担当職員の立場に対する職員自身の意識と組織上の位置づけにズレが存在することが多い。その理由は、考古学出身者が大部分をしめる埋蔵文化財行政の担当職員の中には、業務が考古学研究の延長線上に位置していると捉えている者が少なくないことにある。もちろん、業務を遂行する上で必要な考古学上の知識や技術を吸収する必要がある。しかし、研究職として自治体職員となっている場合を除き、埋蔵文化財行政担当

¹⁴ 後藤祥夫 (1988)

職員の多くは、一般事務吏員として採用されている。配属先の文化財保護行政が教育委員会に位置づけられていれば、教育委員会の一職員にすぎない。

それにもかかわらず、自らを「行政内研究者」と称するような埋蔵文化財行政の担当職員が生まれ、研究者としての立場で埋蔵文化財行政に向き合う職員が少なからず存在する。そのために、埋蔵文化財行政が調査によって生み出してきた成果は、地域社会の中に還元されず、発掘調査に直接専門性を持たないとされる市民が関与できない仕組みができ上がってしまっている。

自治体職員として住民の福祉の向上に寄与しようとする視点で、文化財保護行政を捉えるならば、研究者目線の専門性に基ついた学術調査・研究の場からの市民の排除ではなく、学術水準の確保や文化財の保護を行いながら、地域社会にその成果を還元する必要がある。その還元の方法の一つが、社会教育という枠組みである。どのような仕事であれ、そこに携わる人々には高い専門性を求められるが、問題はその専門性の中身である。埋蔵文化財行政がそこに関わる職員や市民に対して求めるのは、考古学の専門家や考古学者になろうとする人ではなく、地域社会と向き合い、それをより深く知ろうとする人々の姿であり、それをサポートする人々の姿である。言い換えれば、考古学としての専門性ではなく、文化財保護行政や社会教育行政としての専門性が、埋蔵文化財行政に求められているといえよう。

(3) 調査成果を還元する上での問題

すでに述べたように、埋蔵文化財行政において、記録保存のための発掘調査は性質上、市民の直接的な参加が困難である。また、担当職員が研究活動に重きを置き、行政職員としての役割を意識していない場合も、埋蔵文化財行政が発掘調査の成果を地域社会に還元しがたい状況を生み出している。

しかし、発掘調査報告書や博物館の展示で発掘調査の成果を地域社会に還元することができれば、文化財保護行政は、文化財保護の「行政」として一定の役割を果たしたことになるはずである。だが、この点についても課題を抱えている。それは、調査という行為全体の問題にもかかわる問題であるが、調査者の判断や評価によって調査の成果もまた左右されることに起因している。

記録保存のための発掘調査報告書は、記録として遺跡の情報を保護し、未来に向かって継承する媒体である。そのために、建前上は発掘されたありのままの状態がそこには記載されるのであるが、遺構や遺物を選別して、解釈・記述し、結論を導き出すのは、報告書の執筆者である。執筆者の解釈や判断が、報告書の内容を規定しているのである。完全なる客観的な報告書はありえず、執筆者の主観が報告書の作成には重要な意味を持つ。

この発掘調査報告書の危ういところは、報告書として世の中に公開されるものの、そのプロセスは、査読付き学術論文などと異なり、調査者関係者や報告書執筆者以外のチェックを受けることなく刊行されることである。そして、そこで示された報告書の執筆者の判

断や解釈は、純然たる事実として社会に受けとめられることになる。

さらに問題なのは、こうした報告書として地方自治体が公開した発掘調査の成果を批判的に地域の人々が検証する機会が限定されていることである。発掘調査報告書とはいえ、地方自治体の刊行物である以上、その内容が市民から問われるべきものである。しかし、発掘調査報告書という性質上、それを読み解くためには読み手に必要な知識や解釈のためのノウハウが求められる。仮にその内容を読み手である市民が理解できたとしても、その解釈や判断に異なる視点から再解釈したり、批判的に検証したりすることは、資料の制約上難しい。もし、発掘調査報告書の内容に市民の解釈や判断を取り入れるのであれば、調査から分析、検証、解釈、結論の創出といった一連のプロセスの中に市民の参加を組み入れる必要がある。

このように筆者が考える理由は、こうした発掘調査報告書の成果は、集積され、ひとつの物語として編纂されることで、地域史（誌）となり得るものだからである。誰が地域の歴史を描き、文化や自然を評価するのかという問いは、決して一部の行政職員や研究者に委ねられるべきではない。地域の歴史を描き、文化や自然環境を評価し、守るのは、たとえ自治体や研究者の支援を受けることがあっても、最終的にはそこに生きる市民である。発掘調査報告書が執筆者の見解に左右され、それに対する異を唱えることが市民にとって難しいのであれば、市民自身がその執筆者の一人になり、地域史（誌）の叙述者になることもまた一つの選択肢である。発掘調査に市民の参加が必要だと筆者が考える理由はここにある。そして、1970年代に東松山市史編纂事業の一環として、市民参加により雉子山遺跡の発掘が社会教育的な意義をもって実施され、報告書としてその成果がまとめられたことは、発掘調査を通じて市民が文化の担い手になり得る可能性を示唆している。

発掘調査報告書と同様に、博物館等における展示もまた、発掘調査の成果を地域に還元するための手段の一つである。展示という行為もまた展示する側の意思を巧みに反映させたものである。発掘調査報告書にも言えることであるが、発掘調査自体が調査者の解釈や判断の中で行われ、更に展示という場で何をどのように解釈し、展示するのかという展示する側の意図が介在することで、二重の解釈や判断というフィルターにかけられている。

良心的に、分かりやすく市民に対して、発掘調査によって得られた成果を展示することが、社会教育的な意味を持っていると捉えている人々は少なくない。しかし、そこに市民の立場からの批判や解釈を受けとめる余地は無く、展示する自治体側とそれを見る来館者（市民）という固定的関係のみが存在する。展示という行為を通じて、自治体側が持つ知識や情報を市民に啓蒙・普及するというモデルは、すでに社会教育行政に対する批判の中で展開されてきた。だが、いまだこうした社会教育システムは、少なくとも文化財保護行政の中に存在し、自治体が市民に知識を教授することに終始する。

この定型化された図式から逃れられないのは、調査・分析し、そこから科学的な〈知〉を導き出し、報告書にまとめたり、展示したりする主体として市民が位置づけられないからである。この発掘調査の主体の転換ができない理由は、すでに述べたように、

埋蔵文化財行政の調査システムや職員の意識の問題にある。発掘調査に社会教育的意義を持たせるためには、市民を単なる作業従事者にするのではなく、〈知〉を生み出すための中心メンバーとして位置づけるシステムが欠かせない。

ここまで述べてきたように、埋蔵文化財行政が地域社会にその成果を還元する方法の一つとして、調査者として市民の参加を促すことを挙げることができる。そのためには、現在の記録保存のための行政発掘とは別建てで、社会教育的な目的を持った発掘調査を社会の中に設けることが現実的である。そして、そこに参加する市民とは、考古学者でもなければ、考古学者の卵でもない。地域社会に暮らす人々である。それゆえに、発掘調査にあたっては、市民の考古学的な専門性の有無を問うのではなく、必要な知識や技術は調査者の間で共有しつつも、むしろ市民一人一人の専門性や独自の視点を尊重し、積極的に発掘調査の場へ組み込むことが求められる。それは、専門性という壁を作り、その壁の内側の人と外側の人とを隔ててしまう大部分の発掘調査の閉鎖性と対極に位置する。広義の学際的調査・研究をここに想定したいと筆者は考える。

学際性というと、すでに完成されたディシプリン間の融合を多くの人が思い浮かべるだろう。しかし、ここではより広い概念としての学際性を念頭に置いて議論を進めたいと考える。既存のディシプリンでは捉えきれない〈知〉、もしくは学術としての体裁が整えられていない、学術的〈知〉とは呼べない〈知〉までを射程に入れた上で、そうした様々なレベルの〈知〉が発掘調査という一つの場で重なり合うことによって生み出される新たな〈知〉の生成プロセスを本研究では注目することにしたい。

さらに、発掘調査によって生み出された〈知〉は、参加した研究者や自治体職員、市民という狭い枠の中で共有されるのではなく、社会に対して発信し、そこに刺激を受けた新たな〈知〉を創発する原動力となることが社会から期待される。だからこそ、発掘調査報告書の作成や博物館等の展示にまで、様々な年齢や経験を持った市民の直接的・間接的な関わりが求められるのである。

発掘調査という場は、そこに参加する人々の成長を促す場となりうるだけでなく、たがいの経験や知識を持ちより、それぞれの視点から調査・研究することで、新たな研究領域を切り拓く可能性を持っている。その意味で、自己の成長と社会の発展という両義性を持った社会教育的意義が、発掘調査という場には存在する。こうした発掘調査という場の両義性を今日の文化財保護行政の中にいかに位置づけていくのかという問いを実際の市民参加による発掘調査を通じて考えてみたい。

第5節 分析の対象と視座

(1) 分析の対象

野尻湖発掘の概要

本研究が分析の対象とするのは、長野県信濃町の野尻湖底およびその周辺において、1962

年から現在まで継続実施されている「野尻湖発掘」である。野尻湖発掘の発端は、湖畔で発見された化石がナウマンゾウの臼歯であることが明らかとなり、研究者の間でその存在が知れ渡ったことにある。信州大学出身者の初等・中等教育の教員を中心に構成され、北信地域の第四紀研究を行っていた豊野層団体研究グループは、この化石の包含層を発掘調査によって確認することを計画した。これに加えて、旧石器時代の遺跡と大型哺乳類化石の産出層との関係にも考古学研究者からの関心を集め、地質学および考古学の研究者が参加して、1962年3月に最初の調査が実施された。

この発掘調査の特徴は、その当初から子供から大人まで、特定の専門分野に限定されることなく、誰もが自由意思で参加できるという形態をとってきたことにある。参加者は、調査費用を負担し、運営のすべてを参加者自身が役割を分担して運営している。

1962年の第1次発掘の参加者は、70名であった。その後、回を重ねるごとに参加者は増えていった。1965年の第4次発掘では383名にまで増加している。8年間の休止期間を経て再開された、1973年の第5次発掘では、1,107名が参加し、1975年の第6次発掘では3,652名が野尻湖発掘に関わった。しかし、その後、この第6次発掘をピークとして、参加者は漸減してきている。

野尻湖発掘の運営は、大きく分けて、「野尻湖友の会」と「専門別グループ」の2つが支えている。野尻湖友の会は、全国各地に拠点を置き、その地域の調査・研究活動と野尻湖発掘への準備組織となっている。専門別グループは、学問領域ごとの調査・研究組織であり、発掘調査だけでなく、調査後の資料整理や分類・分析、報告書の執筆等を担っている。このような人々の参加の窓口であると共に、調査・研究の柱となる組織のほか、野尻湖発掘では発掘調査期間中の運営を支える組織が設けられている。たとえば、湖底からの湧水処理する「排水係」や休憩中のおやつを提供する「おやつ係」、メディアの取材に応える「渉外係」など、細分化された役割を参加者が担うことで、野尻湖発掘は運営されている。そして、基本的に自治体からの支援を受けていない。

このような野尻湖発掘では、独自の運営組織が整備され、希望すれば誰もが参加可能な環境が整えられている。今日の埋蔵文化財行政による市民参加と異なり、準備作業を含め、参加者がすべてを取り仕切ることになる。参加者の誰もが「お客さん」でないことがこの発掘の参加要件なのである。こうした環境下で、新たな社会を創る学びが創られている野尻湖発掘は、行政発掘とは全く異なるスタンスにある。それゆえに、発掘調査の社会教育的な機能を考える上で野尻湖発掘は重要な位置を占めている。

この野尻湖発掘で繰り広げられる学びは、50年間という長期間の中で、変化を遂げてきている。発掘調査によってナウマンゾウ臼歯化石の包含層を確認するという当初の目的は、旧石器時代の人類と大型哺乳類の関わりや古環境の復元といった、より大きなテーマへと変化していった。その間に、調査や分析の方法もまた変わってきている。それぞれの学問領域での学習や調査・研究が、専門別グループの立ち上げによって整備されている。しかし、それだけでは十分に分析対象の内容を明らかにすることはできない。そこで、多分野

の研究領域の野尻湖発掘参加者が協同して共通の対象を分析している。このように、野尻湖発掘は、社会教育的な観点で捉えたと、個人の学びを通じて、特定の学問領域の〈知〉を生み出す装置から複数の学問領域を横断する〈知〉を生み出す装置へと転換しているのである。

(2) 分析の視座

本研究における〈知〉について

何らかの実験や調査によって得られる知識や知見をここでは総称して〈知〉として表現する。この〈知〉には、二つに大きく分かれる。ひとつは、学問的な積み重ねの上に成立する科学的な知識や知見である。もうひとつは、感覚性に依拠し、日常生活の経験や先人からの教え、広い意味においての独自の調査に基づく知識や知見である。レヴィ・ストロースにならえば、前者は家畜化された思考であり、後者は野生の思考に近いものである¹⁵。両者の性質の違いは知識生産の方法の違いによっている。科学的な知識や知見の生産は、科学者集団を単位とするジャーナル共同体と呼ばれる専門誌の編集・投稿・査読活動を行うコミュニティが担っている。ジャーナル共同体では、科学者の業績は専門誌に印刷され、公刊されることで評価される。同時に科学的な知識や知見は、専門誌に掲載許諾されることでその正しさが保証される。また、科学者の育成は、この種の専門誌に掲載許諾される論文を作成する教育からはじまる。そして、科学者の次の予算獲得と地位獲得は、主にジャーナル共同体に掲載許可された論文の記された業績リストをもとに行われる¹⁶。科学的な知識生産は、その手続きに高い厳格さや透明性が求められる。

一方の日常的な経験則に基づく知識やアマチュア研究者によって生み出された知識や知見は、知識生産の手続きにおいてそれほど高い厳格さや透明性は求められない。だからと言って、これらの知識や知見は、科学者が生産した知識や知見に比して内容が劣ってはいない。むしろ、現実に即した知識や知見であり、問題解決にとって科学的な知識や知見よりも有効な場面もあり得る。そして、こうした職業的な研究者以外の人々それを総称して市民とすれば一が経験則や独自の調査によって知識や知見を生み出すことは、たとえば市民の科学技術政策への関与の問題ともつながる。また、科学的な知識や知見との対概念としての生活知との議論とも重なる¹⁷。本研究では、これらの二つの知識や知見を総称した概念として〈知〉という言葉を用いることにする。

学術発掘という場面において、過去の科学的な知識や知見は調査を進め、それに基づいた新たな知識や知見を生み出すために不可欠なものである。だが、同時に感覚性に基づいた知識や知見もまた、たとえ論文等の刊行物に表れなくとも、調査・研究を支えている。

¹⁵ Levi-Strauss, C.: *La pansee sauvage*. 1962, Plon. 大橋保夫訳 (1976) 『野生の思考』 みすず書房、325

¹⁶ 藤垣裕子 (2003) 『専門知と公共性 科学技術社会論の構築へ向けて』 東京大学出版会、17

¹⁷ 奈良由美子・伊勢田哲治 (2009) 『生活知と科学知』 放送大学教育振興会

本研究では、特に市民参加型発掘調査において、調査や研究内容を多角的に検証し、研究領域の幅を拡大する上で、「野生の」知識や知見がどのような意味を持っているのかを確認していくことになる。

集団における段階的な学び

野尻湖発掘を分析にするにあたって、そもそも社会教育における学びとその学びが社会に対して与える意味とは何かという点を掘り下げて考えておきたい。個人の社会を創る学びが、コミュニティ全体、あるいは地域社会全体にとっての学びや発展につながるという北田耕也の議論に従えば、発掘調査を行なうコミュニティにとっても共同的なく知を生ま出す社会教育的側面を確認することができるはずである。

そこで、参照したいのは、特定の状況に埋め込まれた学習システムとして、レイヴとウェンガーがまとめた「正統的周辺参加論」である¹⁸。レイヴとウェンガーは、リベリアの仕立屋、アメリカ海軍の操舵手、肉加工職人、断酒中のアルコール中毒者といった異なる社会における徒弟制度的な知識や技術の習得過程を認知科学と社会科学の両面から明らかにしている。

たとえば、ユカタン半島の産婆見習いの少女が、ベテラン産婆の手伝いをしながらも何も教わることなく様々な使い走りをしてしながら、徐々に産婆術を身につけていくことを2人は発見する。こうした伝統的な徒弟制度や近代的社会制度において、人々は見よう見まねで実践を繰り返すうちに段階的に知識や技巧を身に付けていく。つまり、コミュニティの周辺的な参加者が、次第にコミュニティの中心メンバーとして受け入れられていくプロセスが、正統的周辺参加論の入り口となっている。

レイヴとウェンガーが発見したことの一つは、特定のコミュニティへの帰属がそこに参加する個人の学びを生み出すということにある。そして、もう一つ重要な発見は、こうした学びが明文化された知識や技術を教授する／教わるという関係を前提とするのではなく、むしろ、熟練者の行動や何気ない言葉から学び手が主体的に読み解くことが前提となっていることにある。

この正統的周辺参加論から発掘調査を考えてみたい。発掘調査は、土の掘り上げや湧水の排水、図面作成、遺物のラベリングや梱包など、工程に応じた作業が必要となる。さらに、掘り進める中で、地層の堆積状況や遺構同士の重なり合いなどをそれまでの経験則と照らし合わせつつ、調査者間で議論を重ねていく必要がある。このために、発掘調査は、必然的に多くの人々の協力関係の上に成り立っている。さらに、発掘調査によって得られた資料や情報を室内作業において整理・分類し、報告書の作成やさらにそれまでの調査成果や議論を参照しつつ、論文の作成が行われていくのである。

¹⁸ Lave, J. and Wenger, E.: *Situated Learning*, 1991. *Legitimate Peripheral Participation*, Cambridge University Press. 佐伯胖訳 (1993) 『状況に埋め込まれた学習—正統的周辺参加』産業図書

こうした発掘調査の工程に応じた、難易度の異なる作業を段階的に、そして共同的にこなうことを通じて、熟練者から新規参加者へと知識や技術が伝えられていく。特にここで伝達される知識や技術の中で重要なのは、記述言語や科学的な言語とは違った、身体や比喩表現によってのみ伝えられる知識や技術である。たとえば、発掘調査において“土が見える”ということは、調査者が身に付ける重要な技術のひとつである。この比喩的な表現は、土層が解釈でき、そこに現れる遺構が見いだせることを意味する。黒色の地層の中に、同色に近い覆土を持つ遺構を見出すようになるには、それまでの経験と共に、熟練者の仕事を見て学ぶことが重要な鍵となる。暗黙知的な知識や技術は、こうして特定のコミュニティに帰属し、他者との交流の中で推論活動を通じて読み解きながら、自らの知識や技術を磨いていくことになる。一見すると、学術調査・研究は、記述言語や科学言語だけで成り立っていると私たちは考えがちであるが、実際には、こうした暗黙知の集積や伝達を繰り返しながら、成立しているのである。

発掘調査という場が、学術行為であると同時に、教育的機能を持つと筆者が考えている理由は、まさにこのコミュニティに帰属する人々の相互作用にあると言える。筆者がこれまで主に経験してきたのは、先輩職員やアルバイトとして雇用されている人々との関係の上で成り立っている行政発掘である。これまでも指摘したように、破壊される遺跡を記録として遺すことが目的であり、学術的な〈知〉を形成する場ではない。仕事であるという範囲においては、リベリアの仕立屋、アメリカ海軍の操舵手、肉加工職人、ユカタン半島の産婆見習いも基本的には同じである。しかし、本研究が検証するのは、職業集団としての学習コミュニティではない。埋蔵文化財行政における発掘調査の社会教育的意義を考えるためには、そのさらに一步先を検証する必要がある。発掘調査が参加者に学びの場を提供するとともに、それが学術的な〈知〉を生み出すプロセスを解明することが求められるのである。野尻湖発掘を分析する理由の一つがここにある。

集団的な学びや研究と地域文化

そして、野尻湖発掘を分析対象として考えたいもう一つの理由は、発掘調査という共同の学びの場と〈知〉の生成の場が、遺跡地の地域社会にとってどのような意味を持つのかという点にある。発掘調査の社会的な意義を考える上で、対象となる遺跡地との関係を切り離して考えることはできない。これまで、「調査地被害」として、調査者が資料を調査地から持ち去ってしまい、そこから生まれ得る〈知〉が遺跡地の人々との間で共有されない問題は、調査者が遺跡地の人々をなおざりにしてきた結果、生まれたものである。

もちろん、ここでは遺跡地の人々とはどの範囲までを示すのかということが問題になる。野尻湖発掘では、野尻湖が立地する信濃町内の児童・生徒が発掘調査に参加することはあっても、信濃町内の住民が直接参加することは少ないといわれる。このことは、決して彼ら・彼女らが野尻湖発掘やその成果に関心がなく、期待を寄せていないのではない。むしろ実際にはその逆である。彼ら・彼女らの関心の内容や期待の度合いは、当然野尻湖発掘

に直接参加する人々とは異なるが、一方でその存在が野尻湖発掘の継続を支えて来た。こうした現在では当たり前になっている現在の風景は、野尻湖発掘の歴史の中で培われてきた地域文化である。

そこで本研究では、遺跡地の人々とは、野尻湖が立地する信濃町の住民を基本的に指すことにしたい。そして、発掘調査が地域社会に存在することで、遺跡地の人々の行動や意識の変化の中に新たな地域文化を見出すことにしたいと考える。文化財保護法には、文化財の保護と活用をもって、国民の文化的発展に寄与すべきことが盛り込まれているように、文化財保護行政上も発掘調査によって得られた成果は、少なくとも地域文化の発展に貢献することが求められる。埋蔵文化財行政の社会教育的側面を検証するに当たっては、発掘調査が新たな地域文化の創出にどの様に関わることができるのかという点を考えてみたい。

第6節 本論文の全体像

本論文は以上のような、文化財保護行政の社会教育的意義を文化資源学的な視点から問い直すことを目的とする。具体的には自由意思に基づいて誰もが参加し得る野尻湖発掘の事例分析を通じて、発掘調査というフィールドワークの意義を考察している。第I章では、序章での問題意識を踏まえつつ、直接的に誰もが参加可能な発掘調査が1970年代までは各地で試みられていたにもかかわらず、その大部分が消失していった背景を探っている。第II章では、各地の市民参加による発掘調査が消失していくのとは対照的に、現在まで存続している市民参加型のフィールドワークの源泉について詳述している。具体的には野尻湖発掘につながっていく、地学団体研究会（地団研）のフィールドワークについてである。第III章では、地団研のフィールドワークの系譜とは異なる、もう一つの野尻湖発掘へとつながる系譜について述べている。具体的には信濃教育会や信濃博物学会のような、近代以降の長野県におけるローカルなフィールドワーク史について論じている。これに続く第IV章では、第II章で示した科学運動の系譜と第III章で示した非アカデミックなフィールドワークの系譜とが重なり合って開始された野尻湖発掘の初期から、今日までの状況を分析している。第V章では、野尻湖発掘の成果を収蔵・展示し、教育や研究の場として設立された野尻湖博物館（現野尻湖ナウマンゾウ博物館）を取り上げている。野尻湖博物館の設立過程で、野尻湖発掘や野尻湖博物館は、それまで直接的・積極的な関わりを持たなかった遺跡地の人々を巻き込み、これらの人々が野尻湖発掘や野尻湖博物館を支える土壌が形成されていった。終章では、（1）行政発掘のシステム上の問題、（2）専門性という障壁、（3）調査成果を還元する上での問題について、野尻湖発掘分析の知見とを照合せながら論じている。そこから市民参加型フィールドワークにおける専門家の役割や人的つながりが持つ意義について考察している。

【引用・参考文献】（あいうえお順）

- 相沢忠洋（1973）『「岩宿」の発見 幻の旧石器を求めて』講談社、162
- 青木洋（2004）「第二次大戦中の研究隣組活動—研究隣組趣旨及組員名簿による実証分析—」
『科学技術史』第7号、1-40
- 赤鹽一己、歌代勤、中山元、齋藤豊、山岸いくま、牛來正夫（1951）「長野縣美ヶ原北方地域の所謂内村層：フォツサ・マグナ綜合研究の1」『地質學雜誌』57巻670号、314、
日本地質学会
- 赤羽郁夫、赤羽貞幸、赤井靖彦、花岡邦明、市村方紹、北原宏、小林賢一、近藤幹生、近藤利彦、宮下忠、宮沢正典、茂原高、中村隆、仁科良夫、野村恵明、齋京徹、齋藤豊、清水岩夫、曾武川博道、田中博、田中克明、等々力雅友、筒井良二、山本岩蛙、湯沢正夫（1977）「長野盆地西縁部の第四系：長野盆地の形成史に関する研究」『地質学論集』14号、79-92
- 赤羽貞幸（1984）「科学運動の輪をひろげよう 第9次野尻湖発掘成功する」『そくほう』No.369 1984年5月号、1
- 赤羽貞幸（2000）『野尻湖ニュース』No.112 2000年10月26日
- 赤羽貞幸・小林忠夫・野村哲（1979）「教育の場としての野尻湖発掘」『日本の科学者』Vol.14 No.10 11-18
- 浅野智彦（2011）『趣味縁からはじまる社会参加』岩波書店
- 朝日新聞社『昭和史再訪』（2011年3月26日）
- 朝日新聞「1次発掘でナウマンゾウの大腿骨の化石を発見した元高校教員・吉越正勝さん」
『昭和史探訪セレクション』Vol.87（2012年3月21日付け）
- 味村昌幸（2003）「一言が生んだ多摩湖方式—小さな街の大きな発掘—」『市民と学ぶ考古学』明治大学考古学研究室 白鳥社、164-166
- 麻生優・井尻正二・大森昌衛・仁科良夫・亀井節夫（1979）「＜座談会＞科学研究と国民の接点」『日本の科学者』Vol.14 No.10、537-550 日本科学者会議
- 安達春香（2000）「第14次野尻湖発掘、盛況！」『そくほう』No.545 2000年5月号、3
- 足立久男・金井克明・斎藤尚人・佐瀬和義（2001）「井尻正二会員との勉強会で学んだこと その2：地団研の現状分析」『地学教育と科学運動』37号、12
- 甘粕石介（1953）「井尻正二著「古生物学論」の批判」『地球科學』第13号、23-25
- 網野義彦（1999）『古文書返却の旅 戦後史学史の一齣』中央公論社
- 新井房夫、端山好和、林信悟、細矢尚、井部弘、神沢憲治、木崎善雄、久保誠二、中島孝守、高橋洌、高橋武夫、武井暁朔、戸谷啓一郎、山下昇、吉羽興一（1966）「下仁田構造帯」『地球科學』83号、8-24a 地学団体研究会
- 飯島静男、大河原恵子、大崎小夜子、神沢憲治、木崎善雄、久保誠二、黒岩繁、関口孝、高橋武夫、田島順子、玉田淳子、角田寛子、中村庄八、服部幸雄、武藤斉、矢島博、高島和美、村山昭夫、田中淳子、萩原哲、堀沢勝（1976）「群馬県猿ヶ京南西部のグリーン

- タフ新第三系について』『地質学論集 13 号、 251-260 日本地質学会
- 五十嵐誠、黒田一武、倉又宏、今井了、佐藤秀夫、長谷川康雄、歌代勤 (1968) 「佐渡ヶ島・沢根層の微古生物学的研究:とくに有孔虫群集と珪藻群集との関連性」『地質学雑誌』 74 巻 2 号、 111 日本地質学会
- 生田久美子 (1987) 『「わざ」から知る』東京大学出版会、94-98
- 石原壽、井尻正二、貝塚爽平、加藤定男、郷原保眞、鈴木康司、壽圓晋吾、富田晋高、戸谷洋、土屋龍雄、羽鳥謙三、成瀬洋 (1954) 「關東ロームの團體研究」『地質学雑誌』 60 巻 706 号、308
- 石部正志・今井堯・久保哲三・芝田文雄・甘粕健 (1970) 「〈座談会〉埋蔵文化財保存運動の現段階」『歴史学研究』 361 号 青木書店 歴史学研究会、30-47
- 石母田正 (1952) 「社会学者から自然科学者に」『そくほう』 No.35 1952 年 7・8 月合併号、1
- 井尻正二 (1949) 『古生物学論』平凡社全書
- 井尻正二 (1954) 「研究テーマはどのようにしてえらぶかー私は、どうして歯の化石をえらんだかー」『地球科学』 17 号、8、地学団体研究会
- 井尻正二 (1959) 「歯胚を中にふくむ犬の下顎骨を逆方向に自家移植した実験について」『歯界展望』 16 巻 9 号
- 井尻正二 (1968) 「大学問題と学生問題」『そくほう』 No.202 1968 年 12 月号、4
- 井尻正二 (1973) 「どのようにして、第 6 次発掘の見通しをたてるか」『野尻湖ニュース』 No.5、1973 年 9 月 22 日
- 井尻正二 (1973) 「鈴木誠氏 (信州大学医学部第 2 解剖学教授) のご逝去を悼む」『そくほう』 No.250 1973 年 5 月号、6
- 井尻正二 (1977) 『ヒトの直系』大月書店
- 井尻正二 (1983) 『井尻正二選集第 8 巻』大月書店、168-169
- 井尻正二・伊東章夫 (1970) 『先祖をたずねて億万年』新日本出版社
- 井尻正二・牛来正夫・大森昌衛 (1986) 「石母田正氏の御逝去を悼む」『そくほう』 No.389 1986 年 3 月号、14
- 井尻正二・大森昌衛 a (1977) 「戦後の科学技術者運動ー9ー地学団体研究会と民科ー上ー」『技術と人間』 6ー2、135-147
- 井尻正二・大森昌衛 b (1977) 「戦後の科学技術者運動ー10ー地学団体研究会と民科ー下ー」『技術と人間』 6ー3、152-159
- 井尻正二 a (1981) 『井尻正二選集第 3 巻 科学運動 I 35 年の歩み』大月書店、107、159
- 井尻正二 b (1981) 『井尻正二選集第 4 巻 科学運動 II 野尻湖発掘』大月書店、15-17、197-198、312
- 井尻正二著・金子三蔵え (1969) 『野尻湖のぞう』福音館書店
- 磯貝基一、山岸勝治、田中宏之、伊藤収、中島孝守、野村哲、吉田武雄、池内春雄、本間

- 睦美、満島裕直、石橋優子、佐藤和平、浦野恭子、清塚康彦、金井由美子、鈴木啓、小池博和、川辺孝幸、岸宗孝、関茂雄（1976）「群馬県西部霧積(きりづみ)川東方の地質」『地質学論集』13号、261-267 日本地質学会
- 板橋区教育委員会事務局社会教育課編（1980）『成増露頭地質調査報告書』板橋区教育委員会
- 市川健夫（1957）「長野県上水内郡柏原地方の地域構造」『信濃』9巻7号、401-410
- 一般社団法人長野県世論調査協会（1999）『シリーズ われら上州人 第5回「教育編」』、8
- 伊東章夫（2003）「二人三脚で漫画を書いた日々」『地学教育と科学運動』42号、27-28
- 伊藤公夫、柿沼俊之、松村淳、中島啓治、中村正芳、中村庄八、野村哲、橘伸一朗、高橋陽一、東宮英文(2009)「群馬県西方妙義山の特異な地形と地質構造」『地学団体研究会総会講演要旨集』63号、12-17 地学団体研究会
- 伊藤純郎（2004）『柳田国男と信州地方史ー「白足袋史学」と「わらじ史学」』刀水書房
- 井上真（2003）「森林管理への地域住民参加の重要性と展望」『アジアにおける森林の消失と保全』、中央法規出版、311
- 井本伸広（1981）「大池昭二君を悼む」『地質学雑誌』87巻7号、518、日本地質学会
- 岩本通弥編著、菅豊編著、中村淳編著（2012）『民俗学の可能性を拓く「野の学問」とアカデミズム』青弓社
- 鶴浦武久（2011）「柴田松太郎さんのご逝去を悼んで」『そくほう』No.670 2011年10月号
- 上野千鶴子（2008）『「女縁」を生きた女たち』岩波書店
- 歌代勤、藤田剛、五島智彦、長谷川正、林等、堀川秀夫、稲葉明、小林忠夫、村松敏雄、大矢忠夫、仙田幸造、高野武男、田中久夫、渡辺秀男、渡辺隆、山田武雄、米山正次（1972）「十日町盆地の河岸段丘」『地質学論集』7号、267-283 日本地質学会
- 歌代勤他（1960）「高田平原の第四紀層について-1-」『新潟大学教育学部高田分校研究紀要』5号、111-126
- 歌代勤他（1962）「新潟県高田市西部平山層の植物化石について--高田平原の団体研究-3-」『新潟大学教育学部高田分校研究紀要』号、98-103
- 歌代勤編（1972）「日本の海岸平野」『地質学編集』7号、日本地質学会。和田温之（1972）「新潟平野の形成過程」『地質学論集』7号、77-89
- 内田康夫（1999）『北国街道殺人事件』講談社文庫
- 内山高（2003）「野尻湖発掘今後10年を見とおしてー第15次発掘成功裏に終わるー」『そくほう』No.578 2003年5月号、7
- 内山恵美子（2006）「第16次野尻湖発掘の成果とその魅力」『そくほう』No.611、2006年5月号、6
- 内山恵美子（2008）「化石と地層の関係がみえてきたー第17次野尻湖発掘の報告ー」『そくほう』No.633 2008年5月号、5

- 梅田欽治（1963）「『国民的歴史学』運動の遺産—1950年代の「歴史評論」の歴史」『歴史評論』通号150号 校倉書房・歴史科学協議会編、106-122
- 運営委員会（1956）「全国運営委員会開かる」『そくほう』No.77 1956年9月号、4
- S.N.ビビコフ著、金光不二夫・新堀友行共訳（1985）『マンモスの骨でつくった楽器 旧石器人の生活と芸術』築地書館
- 絵本ナビ（http://www.ehonnabi.net/ehon00_opinion.asp?NVKB=E00&no=39403、2014年6月12日確認）
- O生（1956）「40歳についての疑問—京都から—」『そくほう』No.74 1956年4・5月号、4
- 大金齊（1985）「暑さにも負けず大きな成果—第4回野尻湖陸上発掘おこなわれる—」『そくほう』No.385 1985年11月号、6
- 大金齊（1997）「『重要品がいっぱい』—第13次野尻湖発掘への参加報告」『そくほう』No.512 1997年5月号、6
- 大串隆吉（1991）「新潟高等農民学校から青年団自主化運動へ：資料と解説」『教育科学研究』10号、1-12
- 大阪自然史博物館 HP（http://www.mus-nh.city.osaka.jp/tour/vt_0/04wani.html、2014年6月11日確認）
- 大阪地学教師グループ（1978）「大阪地学教師グループの歴史と現状」『地学教育と科学運動』7号、232
- 大貫静夫（1997）「原田淑人と東洋考古学」『精神のエクスペディション—学問の過去・現在・未来』東京大学
- 大野栄三（2008）「教育研究サークル内に形成されたオンライン実践共同体の活動分析」『北海道大学大学院教育学研究紀要』第106号、22
- 大森昌衛（1975）「古生物学における学閥と研究の自由」『季刊科学と思想』15号、556
- 大森昌衛（1978）「第7次発掘をふりかえりみて—第8次発掘の準備に着手しよう—」『野尻湖新聞』49号 1978年7月7日
- 大森昌衛（1979）「地元の信頼と協力」『野尻湖新聞』
- 大森昌衛「新・地団研物語（その1）—地団研の設立に参加した私の思想遍歴」『そくほう』No.530 1999年1月号、5
- 奥村由彦・仲川信一・東郷正美（1972）「滋賀丘陵の変形に関する2、3の考察」『法政大学地理学集報』1号、29-40
- 小野寺信吾（1995）「私と地団研」『そくほう』No.496 1995年12月号、4
- 笠原葉子、内藤守、斎藤道春（1973）「地域の自然をどう教材化するか：教材化の試みと問題点(I 高田支部における地学教育グループの活動・その現状と問題点)」『地学教育と科学運動』第2号、17-22
- 柏崎平野団体研究グループ（1965）「柏崎平野の第四系(新潟県の第四系-6-)」『新潟大学教

- 育学部高田分校研究紀要』号、145-185
- 加藤禎夫(1992)「第7回発掘まつり 320名の参加で行われる」『そくほう』No.457 1992年5月号、5
- 金井塚良一(1964)「東松山市の文化財問題を通して見た市町村段階での文化財行政の諸問題」(各地の実情と提案—文化財保護運動における地方公共団体と研究者)『考古学研究』10巻4号、54
- 金井汲次他(1958)「長野県中野市赤岩神宮寺下遺跡調査概報」『信濃 [第3次]』10巻8号 信濃史学会
- 金山喜昭(1999)「「まちづくり」と市民意識の形成に関する地域博物館の可能性」『博物館学雑誌』第24号第2号、43
- 香原志勢(1973)「鈴木誠先生(1914~1973)を偲んで」『人類学雑誌』81巻2号、84-86
- 香原志勢・茂原信生・西沢寿晃・藤田敬・大谷江里・馬場悠男(2011)「栃原岩陰遺跡(長野県南佐久郡北相木村)出土の縄文時代早期人骨—縄文時代早期人骨の再検討—」『人類学雑誌』119巻2号、91、日本人類学会
- 亀井節夫(1963)「湖底を掘る—野尻湖の調査と発掘」『科学の実験』Vol.XIV No.9 共立出版
- 亀井節夫(1963)「湖底を掘る—野尻湖の調査と発掘」『科学の実験』Vol.XIV No.9 共立出版
- 亀井節夫(1965)「野尻湖発掘こぼればなし」『そくほう』No.170、8 1965年6月号
- 亀井節夫、小野寺信吾、森由起子、野尻湖底発掘グループ(1964)「野尻湖底より産出した哺乳動物化石群とその自然環境について(野尻湖底発掘報告その2)」『地質学雑誌』70巻826号、407
- 亀井節夫、杉沢栄次郎、小林武彦、岡本正、菅原聖、藤田敬、高田富造(1962)『長野県塩尻市善知鳥山(うとうやま)石灰岩から二畳系化石の発見』地球科学 58号、32-34 地学団体研究会
- 亀井節夫、石垣忍、田村幹夫(1989)「古琵琶湖層群の足跡化石」『科学』59巻5号、320-323
- 関東ローム研究グループ・一高校教官(1954)「泥にまみれて」『地学教育と科学運動』17号、54
- 北関東野尻湖友の会(1982)「野尻湖発掘展を終えて」『地学教育と科学運動』11号、19-22
- 北田耕也(1986)『大衆文化を超えて—民衆文化の創造と社会教育』国土社、148
- 木船清(1994)「仁科良夫さんを偲ぶ」『そくほう』No.475 1994年1月号、5
- 木村衡(1996)「市町村における文化財保護行政と地方史—遺跡をめぐる問題を例に」『地方史研究』46巻4号、61-64
- 久喜市史編さん室(1990)『久喜市史』久喜市
- 日下和寿(2008)「花泉遺跡発掘調査史」『岩手県立博物館研究報告』第25号、29-40
- 梶國男(1995)『高校生の発掘—川口川下流域遺跡群25年間の調査—』揺籃社、18

- 久野収・鶴見俊輔・藤田省三（1959）『戦後日本の思想』中央公論社
- 久保田善裕(2007)「将来へ花咲け！団研法—とくに学生・若手会員のみなさんへ」『そくほう』No.624 2007年7月号、1
- 熊谷楨之輔（2010）「社会教育の存在意義—社会教育の終焉論を乗り越えて」『社会教育』65巻5号、12-18
- 倉林三郎（1979）「追悼 小林国夫会員の逝去を悼む」『そくほう』No.317 1979年7・8月号
- 黒川勝巳（2005）『テフラ学入門：野外観察から地球環境史の復元まで』地学団体研究会
- 黒田一武（1974）「発掘に参加した生徒のその後—新道中学校での経験から」『地学教育と科学運動』3号、7
- 郷原保真（1954）「農民と科学者(八ヶ岳の調査から)」『地球科学』17号、35-36
- 郷原保真（1975）「地団研は、これで良いのか」『そくほう』No.269 1975年2月号、6
- 郷原保真（1979）「科学運動としての大衆発掘」『日本の科学者』Vol.14 No.10 11-18
- 郷原保真・野尻湖発掘調査団（1975）「第6次発掘の経験」『そくほう』No.272 1975年5月号、1
- 郷原保真・糸野義夫編（1977）「日本の第四紀内陸盆地」『地質学論集』14号
- 郷原保真、市原實、井尻正二、生越忠、桑野幸夫、陶山國男、藤田至則、星野通平、松井健、湊正雄（1951）「鹽原湖成層の團體研究」『地質學雜誌』57巻670号、322
- 國學院大学伝統文化リサーチセンター資料館（2011）『若木ヶ丘の歩けオロゾーフィールドワークの足跡を辿って—』秀飯舎、8
- 小国喜弘（2002）「国民的歴史学運動における「国民」化の位相—加藤文三「石間をわるしぶき」を手がかりとして」『人文学報』327号 首都大学東京都市教養学部人文・社会系、47-72
- 小国喜弘（2003）「国民的歴史学運動における日本史像の再構築—岡山県・月の輪古墳発掘を手がかりに」『人文学報』337号 1-30
- 国立科学博物館・朝日新聞社（1972）『日本列島展—その誕生から人間登場まで』図録
- 小島丈兒（1999）「新地団研物語（その3）—研究の自由を求めて」『そくほう』No.532 1999年3月号、2
- 小鷹滋郎（1956）「民科を脱退すべきではない」『そくほう』No.73 1956年3月号、7
- 後藤祥夫(1988)「住民主体の文化財保護—住民参加の発掘調査を例として」『月刊社会教育』32巻8号、38-45
- 後藤仁敏(2008)「都城秋穂元会員を偲んで」『そくほう』No.639 2008年12月号、5
- 後藤仁敏(2011)「恩師・大森昌衛会員を偲ぶ」『日本の科学者』vol.46 No.5 JSA 神奈川支部通信、14
- 小西勇（1974）「「野尻湖底発掘」の反響と教育実践」『地学教育と科学運動』3号、23-24
- 此松昌彦(2004)「花粉化石や植物化石をもとにした古環境解析の学習法」『団研ニュース』

No.15 2004年11月号、2

- 小島信夫、千地万造、池辺展生、石田志朗、亀井節夫、中世古幸次郎、松本英二 (1965) 「大阪層群よりワニ化石の発見」『第四紀研究』4巻2号、49-58、日本第四紀学会
- 小島信夫・ワニ化石発掘グループ (1965) 「阪層群からワニ化石の発掘」『地質学雑誌』71巻838号、360-361
- 小林国夫 (1958) 「花泉化石層発掘の目的」『岩手県花泉金森の氷河期化石層—その発掘について—』関東ローム研究会・信州ローム研究会編
- 小林国夫 (1960) 「スウェーデンにおられた湊さんのお世話で花泉層の層準からとった木片の年代がわかった」『そくほう』No.113 1960年2月号、1
- 小林国夫 (1960) 『そくほう』No.123 1960年2月号、1
- 小林国夫 (1965) 「長野県明科町吐中針葉樹層の ^{14}C 年代：日本の第四紀層の ^{14}C 年代 XXV」『地球科学』81号、44-45
- 小林武彦、河内晋平、坂神 英樹 (1968) 「焼岳火山の地質」『地質学雑誌』74巻2号、103
- 小林忠夫 (1986) 「野尻湖発掘と科学運動」『そくほう』No.389 1986年3月号、15
- 小林忠夫、藤岡知宏、藤田剛、長谷川正、長谷川康雄、高野武男、歌代勤 (1968) 「新潟県高田平野の沖積層について」『地質学雑誌』74巻2号、124
- 小林貞一 (1951) 『日本地方地質誌9 総論：日本の起源と佐川輪廻』朝倉書店、304
- 小林雅弘 (2003) 「3月に第15次野尻湖発掘、着々と準備が進行中」『そくほう』No.574 2003年1月号、3
- 駒村英子 (1968) 「野尻湖層の珪藻化石の研究」『地質学雑誌』74巻2号、124 日本地質学会
- 小峰啓太郎 (1978) 『雉子山—市民参加の遺跡発掘調査報告書—』東松山市史編さん調査報告第8集、東松山市
- 近藤洋一 (2000) 「地域の中の博物館活動—野尻湖ナウマンゾウ博物館の実践—」『地学教育と科学運動』34号、29
- 近藤洋一 (2006) 「那須孝悌さんと野尻湖発掘—足跡古環境班の活動から学ぶ—」『自然史研究』Vol.3 No.5、71 大阪市立自然史博物館
- (財)地域創造 (2011) 『地域の公立文化施設のいま』、2
- 斎藤公子・井尻正二 (1985) 『斎藤公子の保育論』築地書館
- 斎藤忠ほか (1956) 「埋蔵文化財をめぐる諸問題 (座談会)」『日本文化財』13号、13、25、28
- 斎藤文紀、池田国昭、井内美郎、松本英二、小栗一将、横田節哉、羽坂俊一、赤松守雄、山崎理子、大嶋和雄 (1995) 「粗粒三角州による開析谷埋積シーケンス：対馬、仁田湾の最上部更新・完新統」『地質学論集』45号 61-75 日本地質学会
- 斎藤道春、笹神団研グループ (1979) 「新潟県笹神丘陵の地質について：第四紀」『日本地質学会学術大会講演要旨』86号、59

- 斎藤豊、竹下寿、立木省治、金箱好雄、仁科良夫、百瀬善水、北原勇、水上寿英、福島宏
 (1960)「長野市北東部の新生代層」『地球科学』46号、19-29 地学団体研究会
- 斎藤豊、水上寿英(1959)「長野県野尻湖周辺のローム層」『地質学雑誌』65巻766号462
- 斎藤豊・豊野層団体研究グループ(1968)「長野県裾花川源流地域の地質」志賀自然教育研究施設研究業績6号、69-76 信州大学教育学部附属志賀自然教育研究施設
- 斎藤豊・野尻湖底発掘グループ(1964)「野尻湖底の含哺乳動物化石層について(野尻湖底発掘報告・その1)」『地質学雑誌』70巻826号、407 日本地質学会
- 酒井潤一(1987)「野尻湖発掘25周年祝賀会開催される」『そくほう』No.399 1987年2月号、4
- 酒井潤一(1991)「反省と今後の方向」『野尻湖ニュース』
- 坂野徹(2005)『帝国日本と人類学者：1884-1952年』勁草書房、499-500
- 桜井隆司 山田鉦一(1984)「市民参加の発掘20年一見晴台遺跡の活用」『月刊社会教育』28巻8号、30-35
- 笹川一郎、安井賢、後藤仁敏(1989)「新潟県長岡市滝谷の魚沼層群から産出したホホジロザメの歯の化石」『長岡市立科学博物館研究報告』24号、1-6
- 薩摩林忠美(1998)「富士見町における八ヶ岳火山麓扇状地発達史とナウマン象化石についての地質学的研究」(KAKEN 研究課題) <http://kaken.nii.ac.jp/d/p/10916024.ja.html>
- 佐藤一子(1998)『生涯学習と社会参加 おとなが学ぶことの意味』東京大学出版会、64-68、182-185
- 佐藤健二(2011)「調査のなかの権力を考える」『社会調査のリテラシー』、260-261
- 佐藤暁(1964)「地方文化財保護担当者のなやみ(各地の実情と提案ー文化財保護運動における地方公共団体と研究者)」『考古学研究』10巻4号、31、34
- 佐藤満洋(1963)「文化財保護と公民館」『社会教育』国土社 第72号、34-35
- 沢村寛(1980)「第6回野尻湖専門別グループ発表会開かる」『そくほう』No.328 1980年7・8月号、3
- 初宿成彦(2000)「甲虫の破片から過去をさぐるー日本における第四紀昆虫学の20年ー」『昆虫と自然』35(10)(通号459)、39-42 昆虫と自然編集委員会編
- 資源研班(1956)「八ヶ岳採掘反対に裁定下る！」『そくほう』No.72 1956年2月号、8 静岡県『静岡県史』資料編21近現代6、904
- 静岡地学教師グループ(1978)「静岡地学教師グループの現状とまとめ」『地学教育と科学運動』7号、221
- 信濃博物学会(1902)「信濃博物学会規則」『信濃博物学会雑誌』第1号 明治35年8月15日発行 信濃博物学会、50
- 信濃博物学会(1902)『博物学雑誌』第3号 明治35年12月15日発行、39
- 信濃博物学会(1903)「教授資料」『博物学雑誌』第4号 明治36年4月25日、1
- 信濃町(1962)信濃町公民館報『しなの』No.59

- 渋谷望 (2003) 『魂の労働ーネオリベリズムの権力論』 青土社
- 下野敏弘(1987) 「新しい事務局の発足と「書記」の設置」『そくほう』 No.407 1987年11月号、1
- SHARP、Neil Faulkner、Gary Rossin、Keith Robinson.2014. Digging Sedgeford: A People's Archaeology Poppyland Publishing
- 庶務係 (1956) 「組織を利用し、強めよー地団研 10 周年総会の反省ー」『そくほう』 No.74 1956年4・5月号、1
- Jhon Freidmann,1992.EMPOWERMENT.The Pplitics of Alternative Development ジョン・フリードマン (1995) 『市民・政府・NGOー「力の剥奪」からエンパワーメントへ』、新評舎、212-213
- 信州ローム研究会・信州大学医学部第二解剖学教室 (1972) 『男女倉：黒耀石原産地地帯における先土器文化石器群』
- 信州支部 酒井、内田、小林 京都支部 原田、徳岡 鹿児島支部 佐藤 (1959) 「花泉発掘記 (その二)」『そくほう』 No.101 1959年1月号、6
- 信州ローム研究会 (1956) 『信州ローム』 No.1、1、12
- 信州ローム研究会 (1957) 「男女倉遺跡発掘計画について」『信州ローム』 No.2
- 信州ローム研究会 (1963) 『信州ローム』 No. 8、1
- 新堀友行 (1981) 「成増露頭記録保存調査」始末記『そくほう』 No.334 1981年2月号、3
- 新堀友行 (1983) 「生は苦しむの価値ありー郷原さんを想う」『そくほう』 No.355 1983年2月号、4
- 杉原荘介・戸沢充則・横田義章 (1965) 「九州における特殊な刃器技法ー佐賀県伊万里市鈴桶遺跡の石器群ー」『考古学雑誌』 51 巻 3 号、1-24 日本考古学会
- 鈴木誠 (1959) 「岩手県花泉町金森の氷河期化石層の発掘」『信州ローム』 No.5
- 須田英一 (2014) 『遺跡保護行政とその担い手』 同成社
- 関陽太郎 (1958) 「民科合併について思い出すこと」『そくほう』 No.100 1958年12月号、8、地学団体研究会
- 芹沢長介・麻生優 (1953) 「北信・野尻湖底発見の無土器文化」『考古学雑誌』 39 巻 2 号、102-109
- 草原の狩人刊行会 (1993) 『草原の狩人ー由井茂也日記抄ー』 ほおずき書籍、299、314
- 宗宮文江 (1987) 「野尻湖発掘への期待」『そくほう』 No.400 1987年4月号、5
- 速報係 (1956) 「地団研と民科との結びつきについて」『そくほう』 No.73 1956年3月号
- 高田支部 (1956) 『石のあゆみ』 No.9
- 高田城北中地質クラブ (1963) 「穴ほり趣味の会」『科学の実験』 Vol.XIV No.9 共立出版
- 高田班 (1976) 「高田支部における、そのごの僻地方針」『地学教育と科学運動』 5 号、117-118

- 高田平原団体グループ (1962) 「高田平原の沖積層について」『新潟大学教育学部高田分校研究紀要』7号、105-127
- 高田平原団体研究グループ (1961) 「高田平原の第四紀層について-2-」『新潟大学教育学部高田分校研究紀要』6号、145-157
- 高田平原団体研究グループ (1965) 「高田平原北部の第四系」『新潟大学教育学部高田分校研究紀要』9号、143-173
- 高田平野団体研究グループ (1974) 「新潟県新井市平丸地区の地すべりについて—新潟県の第四系・そのXVⅢ—」『新潟大学教育学部高田分校研究紀要』第19号 245-270
- 高田平野団体研究グループ (1980) 「新潟県の第四系—24—高田平野の第四系と形成史」『新潟大学教育学部高田分校研究紀要』第25、209-281
- 高田平野地盤沈下団体研究会 (1977) 「新潟県の第四系-21-新潟県中頸城郡板倉町西部地域の水理地質」『新潟大学教育学部高田分校研究紀要』22号、173-192
- 高野武男 (1972) 「地球科学の論文を読んで感じたこと」『そくほう』No.239 1972年5月号、8
- 高野武男、林等、小林忠夫、長谷川正、渡辺勇、青山正久、久保野忠次、小島明男、歌代勤、五十嵐誠、中山克巳、稲葉明、三田村優、島田尚一郎 (1960) 「高田平原の第四紀層について」『地質學雜誌』66巻778号、458
- 高野武男、林等、小林忠夫、長谷川正、渡辺勇、青山正久、久保野忠次、小島明男、歌代勤、五十嵐誠、中山克巳、稲葉明、三田村優、島田尚一郎 (1960) 「高田平原の第四紀層について」『地質學雜誌』66巻778号、458 日本地質学会
- 高橋金三郎 (1966) 「民間教育団体と同じ悩み」『教育』16巻11号、教育科学研究会編
- 高橋啓一、神谷英利、黒岩俊明、小林将喜、山岸勝治、磯田喜義、中島啓治、田中宏之 (1981) 「群馬県嬭恋村産のゾウ化石、および産出地の地質について」『群馬県立歴史博物館紀要』2号、1-23 群馬県立歴史博物館
- 高橋正志 (1975) 「野尻湖発掘に参加して—その感激を皆様にも…」『そくほう』No.271 1975年4月号、3
- 瀧端真理子 (2002) 「大阪市立自然史博物館における市民参加の歴史的検討(1)—大阪市立自然科学博物館時代—」『博物館学雑誌』第27巻第2巻(通号36号) 1-17
- 竹岡俊樹 (2014) 『考古学崩壊 前期旧石器捏造事件の深層』勉誠出版
- 竹下欣宏 (2007) 「団研の魅力—これまでの経験が役立っていること—」『そくほう』No.623 2007年6月号、1
- 竹下欣宏 (2010) 「第18次野尻湖発掘行われる」『そくほう』No.656 2010年6月号、4
- 田中阿歌麿 (1918) 『湖沼学上より見たる諏訪湖の研究』上巻・下巻 岩波書店、宮坂日新堂
- 田中阿歌麿 (1926) 『野尻湖の研究』信濃教育会上水内部会
- 田中阿歌麿・平沢福松 (1907) 「野尻湖に就いて」『信濃博物学会雑誌』第27号 明治40

- 年 12 月 15 日発行 信濃博物学会
- 田中貢一 (1902) 「編集だより」『博物学雑誌』第 3 号 明治 35 年 12 月 15 日発行 信濃博物学会、47
- 田中俊広 (1978) 「長野県教師グループ結成への歩み」『地学教育と科学運動』7 号、220、地学団体研究会
- 田中俊廣・長野県地学教師グループ (1988) 「長野県地学教師グループの歩み」『地学教育と科学運動』17 号、24、地学団体研究会
- 田中久夫、長谷川正、木村澄枝、岡本郁栄、坂井陽一 (1996) 「新潟砂丘の形成史」『第四紀研究』35 卷 3 号、207-218 日本第四紀学会
- 田辺智隆 (1985) 「野尻湖地質グループ “春の陣” 開かれる」『そくほう』No.383 1985 年 8・9 月号、10
- 樽野博幸、富田林市石川化石発掘調査団 (1992) 「足跡化石の形成層準と形態との関係：富田林市石川河床での例を中心に」『日本地質学会学術大会講演要旨』99 号、218
- 地学団体研究会 (1978) 『地学団体研究会 (1978) 『みんなで科学を一地団研 30 年のあゆみ』大月書店、147、187
- 地学団体研究会 (1950) 『そくほう』号外 1950 年 10 月 25 日、1
- 地学団体研究会 (1951) 「考古学者からみた関東ローム層 杉原荘介 (明大助教授) 氏例会で地団研と討論」『そくほう』No.28 1951 年 9 月 30 日、3
- 地学団体研究会 (1951) 「明治大学考古班の活動に参加」『そくほう』No.27 1951 年 8 月 15 日、4
- 地学団体研究会 (1951) 『そくほう』No.29 1951 年 11 月 10 日、3
- 地学団体研究会 (1956) 「徳島に “昆虫団体研究会” が生まれた」『そくほう』No.73 1956 年 3 月号、10
- 地学団体研究会 (1958) 『そくほう』No.98 1958 年 10 月号、8
- 地学団体研究会 (1958) 『そくほう』No.98 1958 年 10 月号、8
- 地学団体研究会 (1959) 「新井高校が日本学生科学賞を受けた」『そくほう』No.110 1959 年 11 月号、2
- 地学団体研究会 (1962) 「野尻湖底よりナウマン象と大角鹿」『そくほう』No.140、7 1962 年 7・8 月号
- 地学団体研究会 (1963) 「第 2 次野尻湖発掘案内」『そくほう』No.146、1963 年 2 月号、8
- 地学団体研究会 (1967) 「「科学運動」書評問題その後—対「自然」闘争の経過—」『そくほう』No.191 1967 年 10 月号、7
- 地学団体研究会 (1967) 「落盤事故死の子供遺体を発掘—信州・北相木栃原遺跡 (縄文早期) 発掘」『そくほう』No.191 1967 年 10 月号、3
- 地学団体研究会 (1972) 「「劣等生」の作文が教科書に…教科書になったナウマンゾウ…」『そくほう』No.236、7 1972 年 2 月号

- 地学団体研究会(1974)「卒業生を送り新入生をむかえる時期にあたって」『そくほう』No.259
1974年3月号、1
- 地学団体研究会(1974)「野尻湖専門別グループ研究集会ひらかれる」『そくほう』No.258
1974年2月号、3
- 地学団体研究会(1974)『国土と教育』第4巻3号、115-116
- 地学団体研究会(1975)「巡検案内書の出版にとりくもう」『そくほう』No.269 1975年2
月号、1
- 地学団体研究会(1975)『国土と教育』臨時創刊号35号、13
- 地学団体研究会(1978)「これからの地団研がめざすもの(座談会)」『みんなで科学を一地
団研30年のあゆみ』大月書店、187
- 地学団体研究会(1978)「大きく輪がひろがった野尻湖発掘」『そくほう』No.304 1978
年5月号、6
- 地学団体研究会(1981)『井尻正二選集』を待望するー第1回配本科学運動(2)「野尻湖
発掘」に寄せてー」『そくほう』No.340 1981年9月号、8
- 地学団体研究会(1984)「第9次野尻湖発掘を成功させようー人類史解明にふみ出す野尻湖
発掘ー」『そくほう』No.366 1984年2月号、1
- 地学団体研究会(1984)「野尻湖博物館 開館にあたって」『そくほう』No.371 1984年7
月号、1
- 地学団体研究会(1988)「多くの学生会員を迎え、育てよう」『そくほう』No.413 1988
年5月号
- 地学団体研究会(1992)「今年の「理論の学習会」も盛大に！ー第37回理論の学習会の聞
きどころー」『そくほう』No.462 1992年11月号、1
- 地学団体研究会(1993)「放題」『そくほう』No.468 1993年5月号、8
- 地学団体研究会(2006)『地球のなぞを追ってー私たちの科学運動』大月書店、91、140
- 地学団体研究会『そくほう』No.492 1995年7月号、7
- 地学団体研究会『そくほう』No.74 1956年4・5月号、7
- 地学団体研究会・小林英夫(1966)『科学運動』築地書店、2、46、52、70、99、107、242、
243、324
- 地学団体研究会東京支部『地団研東京支部速報』1949年3月15日
- 地団研調査団(1953)「八ヶ岳公害問題」『そくほう』No.50、9
- 千地万造(1984)「日浦勇氏の死を悼む」『そくほう』No.365 1984年1月号、4
- 千地万造(1986)「20回総会と博物館建設の思い出」『そくほう』No.388 1986年2月号、
5
- 津金達郎・野尻湖発掘調査団(1994)「第12次野尻湖発掘の地質学的成果」『日本地質学会
学術大会講演要旨』101号、72
- 柘植秀臣(1980)『民科と私 戦後一科学者の歩み』勁草書房、202

- 土屋正臣 (2011) 「ミュージアムにおける市民のまなざしの行方：戸隠地質化石博物館くミドルヤード」の意味」『アートマネジメント研究』12号、39-49
- 都城秋穂「地学団体研究会著 科学運動」『自然』1966年7月号、中央公論社
- 堤隆 (2013) 『狩猟採集民のコスモロジー・神子柴遺跡』新泉社、10
- 鶴ヶ島町史編さん室(1990) 『鶴ヶ島の地質』鶴ヶ島町
- 藤間生大 (1959) 「戦後科学史運動の見方—久野収・鶴見俊輔・藤田省三「戦後日本の思想」の見解について」『歴史評論』108号、54-63
- 徳岡隆夫 (1996) 「大西郁夫さんのご逝去を悼む」『地質学雑誌』102巻9号、842。徳岡隆夫 (1996) 「大西郁夫さんを偲ぶ」『そくほう』No.501、4 1996年5月号
- 徳永重康、直良信夫 (1934) 「兵庫縣明石市外にて発見の獸類足跡化石」『地質学雑誌』41巻491号、515-519
- 泊次郎 (2008) 『プレートテクトニクスの拒絶と受容—戦後日本の地球科学史』東京大学出版会、109-110、229-240
- 富沢恒雄 (1956) 「長野県北部野尻湖周縁の地質と象化石」『地質学雑誌』62巻731号、409-414、日本地質学会
- 豊野層団体研究グループ (1972) 「長野県野尻湖周辺の火山灰層序」『第四紀研究』第11巻第4号、236-246
- 鳥居龍蔵 (1924) 『下伊那の原史及先史時代』信濃教育会下伊那部会
- 鳥居龍蔵 (1924) 『諏訪史』第1巻、信濃教育会諏訪部会
- 鳥居龍蔵 (1924) 『先史及原史時代の上伊那』信濃教育会上伊那部会
- 中島孝守 (1974) 「野尻湖への道をさぐる(<特集>I.野尻湖と地学教育)」『地学教育と科学運動』3号、21-22 地学団体研究会
- 中野敏男(2001) 『大塚久雄と丸山眞男—動員、主体、戦争責任—』青土社
- 長野県教育史刊行会 (1979) 『長野県教育史』第4巻 教育課程編、843
- 長野高校地学班 (1963) 「集団の力」『科学の実験』Vol. XIV No.9 共立出版
- 長野支部・N生 (1970) 「全学の改革の方向に妨害する信濃教育会」『そくほう』No.220 1970年7・8月合併号、4
- 中村禎里 (1997) 『日本のルィセンコ論争』みすず書房
- 中村正芳、高橋洋一、松村敦、伊藤公夫、妙義団体研究グループ (1986) 「群馬県西部妙義地域の地質 (その1) (演旨)」日本地質学会第93年学術大会講演要旨
- 中村由克 (2005) 「博物館構想22年」『野尻湖ナウマンゾウ博物館 20年の歩み (1984～2004)』19-27 野尻湖ナウマンゾウ博物館
- 中山茂 (1966) 「井尻正二論」『思想の科学』50号、100-106
- 中山茂 (1966) 「国民のための科学と僻地方針 民科への反省と評価」『日本読書新聞』1966年6月13日号
- 那須孝悌 (1985) 「日本における第四紀古昆虫学の現状と課題」『自然史研究』2巻1号、

2-6

- 那須孝悌・野尻湖花粉グループ・野尻湖植物グループ (1982) 「野尻湖層産の植物遺体および花粉・孢子化石：第四紀」『日本地質学会学術大会講演要旨』89号、124
- 七尾野尻湖友の会 (1982) 「第6次発掘の失敗を克服して」『地学教育と科学運動』11号、11
- 奈良由美子・伊勢田哲治 (2009) 『生活知と科学知』放送大学教育振興会
- 新潟県立新井高等学校 (1960) 『野尻湖の自然と環境：クラブ活動のすすめ方とまとめ方』築地書館、30、312
- 西川誠 (1975) 「高田支部地学教育グループにおける野尻湖発掘と普及活動」『地学教育と科学運動』4号、118
- 西川誠、黒田一武、倉又広、今井了、佐藤秀夫、関谷敦 (1970) 「佐渡国中平野のボーリングコアの有孔虫化石について(新潟県の第四系、その3)」『地質学雑誌』76巻2号、82
- 西沢正光 (1972) 「野尻湖の博物館を！ 野尻湖における石器・土器・古生物展示に関する構想」『野尻湖ニュース』No.2 1972年7月25日
- 仁科良夫、酒井潤一、金箱好雄、木船清、小林国男、島田安太郎、清水英樹 (1962) 「木曾谷と濃尾平野の第四紀地史」『地質学雑誌』68巻802号、424
- 日本地質学会 HP <http://www.geosociety.jp/outline/content0119.html> (2014年5月26日確認)
- 日本橋ナウマンゾウ研究グループ〔青木強、後藤仁敏、長谷川善和、羽鳥謙三、堀川達男、犬塚則久、石垣忍、菅野匡、加藤品子、菊池隆男、久家直之、久津間文隆、小寺春人、小沢幸重、間島信男、三島弘幸、長崎正、中村由克、西川和子、野苺家宏、大沢進、大島浩、三枝春生、坂井建雄、笹川一郎、沢村寛、隅田耕二、鈴木養身、高橋敬一、利根川知津子、坪田真紀、上田薫、鶴浦武久、渡辺亮二、矢島仁、吉田健一、吉田俊秀、結城太郎〕(1978) 「東京日本橋浜町におけるナウマンゾウの化石の発掘について」『地球科学』32巻2号 83-85
- 楡井尊 (2006) 「古花粉学者としての那須さんの仕事」『自然史研究』Vol.3 No.5、71
- 野島正也 (2009) 「公民館の役割と機能」『新訂 生涯学習概論ハンドブック』国立教育政策研究所社会教育実践研究センター編、93
- 野尻湖昆虫グループ (1987) 「第9次野尻湖発掘および第4回陸上発掘で産出した昆虫化石」『野尻湖の発掘』4 (地団研専報 32号) 117-136
- 野尻湖生痕グループ (1990) 「第10次発掘で産出した野尻湖層の生痕化石—とくに偶蹄類の足あと化石について—」『地団研専報』37号、137-144
- 野尻湖発掘調査団 (1972) 「野尻湖発掘 今夏から本格的な準備段階に！」『野尻湖ニュース』No.2 1972年7月25日
- 野尻湖発掘調査団 (1973) 「1974年3月野尻湖調査」『野尻湖ニュース』号外 1973年12月

- 野尻湖発掘調査団（1973）「9.22-25 地質調査の調査・検討項目」『野尻湖ニュース』No.5
1973年9月22日
- 野尻湖発掘調査団（1975）「第6次発掘について」『野尻湖ニュース』No.7 1975年3月5日
- 野尻湖発掘調査団（1975）「第6次発掘参加申込者の内訳」『野尻湖ニュース』No.7 1975年3月5日 野尻湖ニュース No.7
- 野尻湖発掘調査団（1975）「第6次野尻湖発掘の経験」『そくほう』No.272 1975年5月号、1
- 野尻湖発掘調査団（1975）『野尻湖ニュース』No.7
- 野尻湖発掘調査団（1975）『野尻湖ニュース』No.8 1975年11月7日
- 野尻湖発掘調査団（1975）『野尻湖の発掘 1962-1973』井尻正二監修 郷原安真団長 共立出版、272-278
- 野尻湖発掘調査団（1978）「第7次野尻湖発掘」『地球科学』32巻5号
- 野尻湖発掘調査団（1978）『野尻湖ニュース』No.23 1978年8月14日
- 野尻湖発掘調査団（1978）『野尻湖ニュース』No.24 1978年9月22日
- 野尻湖発掘調査団（1979）『野尻湖ニュース』No.13 1979年12月13日
- 野尻湖発掘調査団（1979）『野尻湖新聞』
- 野尻湖発掘調査団（1979）『野尻湖新聞』
- 野尻湖発掘調査団（1980）『野尻湖ニュース』号外
- 野尻湖発掘調査団（1982）「第8次発掘をおえて」『地学教育と科学運動』11号、6 地学団体研究会
- 野尻湖発掘調査団（1982）「第8次発掘をささえた友の会の活動」『地学教育と科学運動』11号、13 地学団体研究会
- 野尻湖発掘調査団（1982）「第9次発掘をめざして」『地学教育と科学運動』11号、23 地学団体研究会
- 野尻湖発掘調査団（1984）「第9次野尻湖発掘を成功させようー人類史解明にふみ出す野尻湖発掘ー」『そくほう』No.366 1984年2月号、1
- 野尻湖発掘調査団（1985）「親子三代で野尻湖発掘」『野尻湖新聞』No.8 第四回陸上発掘
1985年8月10日
- 野尻湖発掘調査団(1986)『一万人の野尻湖発掘』築地書館、42-45、47、62、68、164
- 野尻湖発掘調査団（1990）「団体研究と野尻湖発掘ー第11次野尻湖発掘の経験に学ぶー」『そくほう』No.437 1990年7月号、1
- 野尻湖発掘調査団（1992）『象のいた湖』増補版 新日本出版社
- 野尻湖発掘調査団（1993）「19××年春ー今日は何があったの？ー」『野尻湖新聞』No.7 1993年3月30日
- 野尻湖発掘調査団（1993）「第11次野尻湖発掘の概要と成果」『野尻湖博物館研究報告』第

1号、1-6

- 野尻湖発掘調査団 (1994) 『野尻湖ニュース』 No.82 1994年3月25日
- 野尻湖発掘調査団 (1997) 「第13次発掘の成果を訂正」『そくほう』 No.517 1997年11月号、10
- 野尻湖発掘調査団 (2006) 「第15次野尻湖発掘の概要と成果」『野尻湖ナウマンゾウ博物館研究報告』 第14号、1-12
- 野尻湖発掘調査団 (2008) 「第16次野尻湖発掘の概要と成果」『野尻湖ナウマンゾウ博物館研究報告』 第16号、1-6
- 野尻湖発掘調査団・井尻正二 (1975) 『野尻湖の発掘』 共立出版
- 野尻湖発掘調査団 a (1974) 『博物館設立に関する意見書』
- 野尻湖発掘調査団 a (1981) 「井尻正二さん 直撃インタビュー」『野尻湖新聞』 通号 74号
1981年4月1日
- 野尻湖発掘調査団 b (1974) 『野尻湖ニュース』 号外 (その3) 1974年2月
- 野尻湖発掘調査団 b (1981) 『野尻湖ニュース』 No.35、1981年3月7日
- 野尻湖発掘調査団著・井尻正二編 (1974) 『象のいた湖 野尻湖発掘ものがたり』 新日本出版社
- 野尻湖発掘調査団足跡古環境班 (1992) 「上部更新統の野尻湖層で発見されたナウマンゾウの足跡化石」『地球科学』 46巻6号、385-404
- 野尻湖哺乳類グループ (1982) 「子供達にもひろがる専門別グループの活動」『地学教育と科学運動』 11号、21
- 野村哲 (1985) 「団長交代と第4回陸上発掘」『そくほう』 No.384 1985年10月号、8
- 野村哲 (1988) 「第5回野尻湖陸上発掘をおえて」『そくほう』 No.417 1988年10月号、6
- 長谷川正 (1967) 「高田支部では近代化をこう考える」『そくほう』 No.187 1967年4月号、6
- 長谷川正 (1996) 「地団研に入会してよかったこと」『そくほう』 No.500 1996年4月号、13
- 長谷川正 (2001) 「“普及”を太い柱に～旧高田支部の活動から～」『そくほう』 No.555 2001年4月号、4
- 長谷川正 (新潟支部高田班) 「地団研に入会してよかったこと」『そくほう』 No.500 1996年4月号、13
- 羽鳥謙三 (1975) 「野尻湖発掘が意味するもの」『地理』 20巻5号、44-49 古今書院
- 花島裕樹・西田あゆみ・呉羽正昭 (2009) 「黒姫高原におけるスキーリゾートの変容」『地域研究年報』 31号、4
- 早川幸生 (2012) 「一冊の児童書が生き方を変える 野尻湖のぞう」『子どものしあわせ』 737号、14

- 早川正一（1982）「縄文時代初頭における切削具の衰退について」『アカデミア』人文自然科学編,保健体育編 35号、165-195 南山大学出版部
- 林茂樹・藤沢宗平（1957）「神子柴遺跡について」『信州ローム』No.3
- 早津賢二（1972）「個人研究と団体研究とのかかわりあいについての一つの教訓—論文「妙高火山群」（地球科学 26 卷 2 号）に対する高野氏の批判（そくほう 5 月号）に答えて—」『そくほう』No.241 1972 年 7・8 月合併号、5
- 早津賢二（1972）「妙高火山群：黒姫・妙高火山の形成史を中心として（I）」『地球科学』26 卷 2 号、47-57
- 端山好和、木崎喜雄、青木清、小林摂子、戸谷啓一郎、山下昇（1969）「上越変成帯とその日本列島地質構造への意義」『地質学論集』4 号、61-82 日本地質学会
- 東松山市（1986）『東松山市の歴史』下巻、646
- Ferguson.S.Eugene.1992.Engineering and the mind ' s eye,The MIT Press,Cambridge,MA 藤原良樹・砂田久吉訳（1995）『技術屋の心眼』平凡社、195-199
- 深澤科子（1993）「野尻湖人類考古グループの夏の陣 解体痕の実験」『そくほう』No.473 1993 年 11 月号、6
- 福島真人（2001）『暗黙知の解剖—認知と社会のインターフェイス』金子書房、115
- 藤垣裕子（2003）『専門知と公共性 科学技術社会論の構築へ向けて』東京大学出版会、17
- 藤沢宗平・林茂樹（1961）「神子柴遺跡—第一次発掘調査概報」『古代学』9 卷 3 号、142-158
- 藤田至則、新井房夫、山岸勝二、後藤哲也、田中宏之、酒井助太郎、中島啓二（1969）「本宿層の層序と構造に関する二・三の新知見」『地質学雑誌』75 卷 2 号、93 日本地質学会
- 藤田剛、五島智彦、長谷川正、長谷川康雄、林等、稲葉明、木村広、小林忠夫、濁川明男、仙田幸造、高野武男、田中久夫、歌代勤、山田武雄、山崎興輔、渡辺勇（1972）「東京低地および新潟平野沖積層の生層序区分と堆積環境」『地質学論集』7 号、213-233
- 藤田剛、五島智彦、長谷川正、林等、堀川秀夫、稲葉明、小林忠夫、村松敏雄、大矢忠夫、仙田幸造、高野武男、田中久夫、歌代勤、渡辺秀男、渡辺隆、山田武雄、米山正次（1972）「十日町盆地の河岸段丘」『地質学論集』7 号、267-283
- 藤森栄一（1969）「日本考古学への断層」『中央公論』84 卷 11 号、264
- 藤森栄一（1980）『信州教育の墓標』学生社
- Bourdieu, Pierre. / Passeron, Jean-Claude. 1970. La Reproduction : éléments pour une théorie du système d'enseignement. 宮島喬訳（1991）『再生産—教育・社会・文化』藤原書店
- 文化財保存全国協議会編（1971）『文化遺産の危機と保存運動』青木書店
- 星野通平（2002）「井尻正二さん：北国の狩人」（<特集>井尻正二さんと科学運動(その 1)）『地学教育と科学運動』41 号、10
- 細川学（1994）「野尻湖人にあと一步—第 7 回陸上発掘—」『そくほう』No.484 1994 年

11月号、5

- 堀内義、宮下忠、斎藤六衛、斎藤豊、畑田充（1968）「長野・新潟県境地域の第3系の研究」『地質学雑誌』74巻2号、110 日本地質学会
- 本部普及係（1975）「東京での“野尻湖”学習会に270名が参加—第6次発掘にむけて、3月9日—」『そくほう』No.269 1975年3月号、5
- 間島信男（2005）「大島浩さんを偲ぶ」『化石研ニュース』No.90
- 町村敬志（2011）『開発主義の構造と心性—戦後日本がダムでみた夢と現実』御茶の水書房、180
- 松井健・杉村新・渡辺直経（1977）「日本第四紀学会史」『日本の第四紀研究—その発展と現状』日本第四紀学会、3
- 松下圭一（1986）『社会教育の終焉』筑摩書房
- 松島透（1964）「地方の研究者として思うこと」（各地の実情と提案—文化財保護運動における地方公共団体と研究者）」『考古学研究』10巻4号、51
- 松田陽・岡村勝行（2005）「パブリック考古学の最前線（1）パブリック考古学の成立と英国」『考古学研究』52巻1号 100-103 考古学研究会。
- 真野勝友（2012）「柴田松太郎さんと化石の研究」『地学教育と科学運動』67号、30
- 三浦清一郎（2005）『子育て支援の方法と少年教育の原点』学文社、8
- 三島弘幸（1981）「野尻湖発掘展開かれる 群馬の森県立歴史博物館」『そくほう』No.343 1981年12月号、4
- 三島弘幸「野尻湖にとどろけ、博物館建設の槌音」『そくほう』（1981）No.343 1981年12月号、1
- 三村弘二、河内晋平、藤本丑雄、種市瑞穂、日向忠彦、市川重徳、小泉光昭（1982）「自然残留磁気からみた葦崎岩屑流と流れ山」『地質学雑誌』88巻8号、653-663 日本地質学会
- 宮川勝（1988）「野尻湖発掘での珪藻分析の経験から」『地学教育と科学運動』17号、49-50
- 宮坂光昭（1965）「縄文中期勝坂と加曽利 E 期の差—貯蔵形態の変遷から観て」『古代』44号、25-31 早稲田大学考古学
- 宮崎重雄、木村方一、石栗博行（1992）「オホーツク海産鮮新統の *Odobenus* (セイウチ属) 化石」『地質学雑誌』98巻8号、723-740 日本地質学会
- 宮下英子、田村精子、池田淳子、野口寧世、斎藤豊（1970）「野尻湖の水域特性と堆積に関する研究」『地質学雑誌』76巻2号、90 日本地質学会
- 宮野美登利（1978）「8次発掘を目指してこれからも勉強したい」『そくほう』No.304 1978年5月号
- 宮東靖浩（1987）「大きな成果と今後の展望が生れる—第10次野尻湖発掘の報告—」『そくほう』No.405 1987年8月号、4
- 宮本常一（1972）「調査地被害」『朝日講座 冒険と探検』7巻、朝日新聞社、264-265、273、

- 宮脇正実 (2003) 「鳥居龍蔵の長野県調査と郡教育会—『先史及び原始時代の上伊那』編纂と刊行」『長野県立歴史館研究紀要』9号 長野県立歴史館、94-105
- 妙高団体研究グループ (1969) 「妙高火山の形成史と山麓の水理地質(新潟県の第四系-10-)」『新潟大学教育学部高田分校研究紀要』14号、241-273
- 村崎洋 (1972) 「下末吉層の有孔虫化石について」『日本第四紀学界講演要旨集』1巻、16
日本第四紀学会
- 百瀬寛一、小林国夫、皆川紘一、町田瑞男 (1969) 「軽石中の強磁性鉱物によるテフラの同定」『東京大学地震研究所彙報』46巻6A号、1275-1292
- 森川輝紀 (2008) 「教育会と教員組合—教育ガバナンス論の観点から—」『埼玉大学紀要 教育学部』57巻2号、69
- 森下晶 (1956) 「こんな男に誰がした」『そくほう』No.74 1956年4・5月号
- 森勇一 (1995) 「昆虫化石による先史-歴史時代における古環境の変遷の復元」『第四紀通信』2巻5号、3
- 八木健三 (1958) 「仙台での地団研総会の思い出」『そくほう』No.100 1958年12月号、8
- 八木健三、飯島南海夫、小林国夫、百瀬寛一、斎藤豊、田口今朝男、竹下寿、竹内順治、富沢恒雄、宇治基宜 (1955) 「信州における第四紀の火山活動」『地質學雜誌』61巻718号、322 日本地質学会
- 八木貞助 (1923) 『信濃鉱物誌』古今書院
- 八木貞助 (1936) 『浅間火山』信濃教育会北佐久部会・信濃毎日新聞株式会社
- 八木貞助・八木健三 (1958) 『上水内郡地質誌』長野県上水内教育会
- 矢口裕之 (1991) 「第6回野尻湖陸上発掘おこなわれる—20日間の発掘で、大きな成果が
あがる—」『そくほう』No.451 1991年11月号、4
- 柳田国男 (1956) 『日本の祭』角川書店、39
- 山岸猪久馬 (2000) 「新・地団研物語 (その12) 金魚のウンコ」『そくほう』No.546 2000年10月号、4
- 山岸勝治、中島啓治、金田和男、田中宏之、野村哲 (1970) 「群馬県鳥川中流域に分布する新第三系について：第三紀」『日本地質学会学術大会講演要旨』昭和46年、354
- 山田哲雄、渡辺暉夫、河内洋佑、湯浅真人、関根倫雄、松浦要、小川邦夫、横田勇治、菅家延征、木下房男、出町恵 (1983) 「赤石山地北部の四万十帯」『地球科學』37巻6号、329-348b
- 山辺邦彦、飯島南海夫、石和一夫、尾鷲行弘、甲田三男、六川忠信 (1976) 「上田市周辺の第四紀地質」『地質學雜誌』73巻2号、116 日本地質学会
- 山泰幸 (2009) 「遺跡化の論理-歴史のリアリティをめぐる-」『文化遺産と現代』同成社、77-107

- 吉越正勝、渡辺秀男 (2008) 「O-275 新潟県中越地域の信濃川ローム層の帯磁率(30.第四紀地質、口頭発表、一般講演)」日本地質学会学術大会講演要旨
- 吉野道彦、飯田祥子、桑原徹、桑野幸夫、松井和夫、森忍、丹羽俊二、酒井潤一、下野正博 (1975) 「濃尾平野地下の第四系の微化石層序 II 花粉：第四紀」『日本地質学会学術大会講演要旨』82号、407 日本地質学会
- 寄居町教育委員会町史編さん室(1983)『寄居町の自然 地学編』寄居町教育委員会
- Lave, J. and Wenger, E.: *Situated Learning. Legitimate Peripheral Participation*, Cambridge University Press.佐伯胖訳 (1993)『状況に埋め込まれた学習ー正統的周辺参加』産業図書
- Levi-Strauss, C.: *La pansee sauvage*.1962,Plon.大橋保夫訳 (1976)『野生の思考』みすず書房、325

論文の内容の要旨

論文題目 市民参加型調査・収集・展示の文化資源学的考察
—野尻湖発掘を事例として—

氏 名 土屋 正臣

本論文は、長野県信濃町の野尻湖における市民参加型発掘調査の事例分析を通じて、発掘調査の持つ社会教育的な意義の検証を行い、教育行政としての埋蔵文化財行政の望ましい方向性を提示することを目的とする。

序章では、筆者自身の経験をふまえた問題意識を基礎として、今日の埋蔵文化財行政の課題を取り上げる。文化財保護行政、埋蔵文化財行政は、法制度上、組織上において教育行政を構成している。そのため教育行政の観点から埋蔵文化財行政は、執り行われるべきものである。しかし、この行政発掘は遺跡を「処理」することが中心になっており、そのシステム上、市民が直接関与することは難しい。同時に、行政が市民を「オシエソダテル」教導型の社会教育システムに基づいていることから、埋蔵文化財行政は、人々の主体的・能動的な学びが社会を創るような、今日的な社会教育や生涯学習の場を創出しえていない。その要因として、(1)行政システム上の発掘調査の問題、(2)専門性という障壁、(3)調査成果を還元する上での問題、の3つの問題が存在していることを示した。

第I章では、序章での問題意識を踏まえつつ、直接的に誰もが参加可能な発掘調査の在り方が、今日まで継続されず、1970年代までに消失していった背景を探っている。その背景には、経済発展に伴う開発事業の急速な増大とそれに対応するための記録保存を目的とした発掘調査の一部を各地の大学の考古学研究会や在野研究者が下請けするようになったことにある。やがて、この発掘調査に携わってきた人々の一部は、埋蔵文化財行政の担い手として文化財保護行政のシステムに組み込まれていく。この過程で市民参加型発掘調査が成立し難くなっていった。

もちろん、こうした外部からの圧力によって、考古学や地質学の専門家と市民の自由な参加によって行われる発掘調査が減少していったのは事実である。だが、同時に市民が自由に参加し、学び、研究するためのシステムを多くの市民参加型発掘調査は、構築・発展させることができなかった。これにより、専門家と市民による発掘調査の機会は失われていったのである。

第II章では、こうした市民参加型発掘調査が衰退する状況に対して、地学団体研究会（地団研）が各地で立ち上げたフィールドワークについて述べている。このフィールドワークに参加した調査者は、職業的研究者だけで独占されてきた〈知〉を遺跡地に還元しようとする思想を持ち続けてきた。それは「僻地方針」というスローガンに象徴されてきた。しかし、当初、この運動方針は地団研内部で矛盾や対立を孕むものだったためにやがて頓挫することになる。「僻地方針」が頓挫した要因の一つは、あくまで調査者が創出した〈知〉を遺跡地の人々に教示するに過ぎなかったことにある。それは、専門家が市民を「オシエソダテル」ような旧来型の社会教育像とも重なるものだった。この経験はやがて学びや〈知〉を創出する主体とは誰で、それはいかなるシステムの中で成立しうるかという、野尻

湖発掘における問いの基礎となっていた。

第Ⅲ章では、野尻湖発掘を成立させた、もう一つの系譜を検証している。この系譜は、長野県を中心とするフィールドワーク史であった。近代の長野県では、教員の職能団体である信濃教育会や信濃教育会のメンバーが中心となって結成された信濃博物学会において、教員の自主的な研究活動とそれに伴う児童・生徒への実物教育が連動して行なわれていた。また、信濃教育会をはじめとする、長野県内の教育会では、中央の研究者を招請し、フィールドワークのノウハウや研究の手法を教員らが吸収していった。このことが、戦後に至ってもアマチュア研究者によるローカルな〈知〉の形成に寄与することになった。そして彼らが野尻湖発掘に参加することで、野尻湖発掘に非アカデミックな〈知〉をもたらすことになった。

第Ⅳ章では、第Ⅱ章で示した科学運動の系譜と第Ⅲ章で示した非アカデミックなフィールドワークの系譜とが重なり合って開始された野尻湖発掘の初期から、今日までの状況を分析している。

野尻湖発掘の初期は、地団研メンバーが野尻湖発掘以前に実施した花泉遺跡の発掘調査のように、調査者が調査成果を遺跡地に一方的に還元しようとするものではなく、「大衆」と「ともに」発掘調査し、共同的な〈知〉を形成しようとするものだった。そして、同時に遺跡地に博物館を設立して、発掘調査によって収集した資料を遺跡地の地元に返還するという調査者の意図があった。しかし、調査者の意図に反して、参加者が帰属するコミュニティの枠を超えて、全体として学術的な成果を上げるまでには至らなかった（第Ⅳ章第1節）。

その後、野尻湖発掘は8年間の休止期間に入った。この間、展覧会などのメディアを通じて、日本列島における旧石器文化のイメージが日本社会の中に浸透するとともに、誰もが学術発掘に参加できるという野尻湖発掘の存在が知れ渡ることになる。そのため、再開した第5次発掘以降、野尻湖発掘史上最も多く参加者を得て、学術発掘が実施された。その過程で、大勢の参加者が学術発掘に参加できる環境を整え、また発見至上主義から脱するため、調査体制や調査手法の改革が行なわれた。このことで、年齢や専門性の点で幅を持つ参加者による集団的かつ段階的な学びが可能となった（第Ⅳ章第2節）。

やがて、野尻湖発掘は集団的な学びの上で、発掘調査に基づく〈知〉を創出するだけでなく、昆虫化石研究が開拓されていったように、非アカデミックな市民的〈知〉を学術発掘の場に持ちこみ、より豊かな〈知〉を創出するようになっていく。また、ナウマンゾウの足跡化石のような、新たな調査対象を前に、野尻湖発掘で蓄積してきた〈知〉を再編成して、新たな〈知〉の創出を図っていった（第Ⅳ章第3節）。

第Ⅴ章では、野尻湖発掘の成果を収蔵・展示し、教育や研究の場として設立された野尻湖博物館（現野尻湖ナウマンゾウ博物館）を取り上げている。野尻湖発掘当初から遺跡地の人々自身が独自に調査し、地域を変革する主体となることを調査団関係者が望んできた。この思想の下、野尻湖博物館の建設過程では、地元住民や地元自治体、発掘調査団の3者によって議論が重ねられていった。この過程で発掘調査や博物館活動に直接的・積極的に関わりを持たない遺跡地の人々を巻き込み、遺跡地の人々自身が野尻湖発掘や博物館の活動を支える土壌ができていった。すなわち学術発掘によって新たな地域文化が生まれたのである。

終章では、野尻湖発掘の分析から得られた知見を整理した上で、(1)～(3)の問題に言及した。(1)については、市民の自由な文化的活動を保障するためには、行政の直営事業ではなく、行政から独立した組織によって運営することが望ましい。(2)については、調査組織に集団的・段階的学習システムが構築されていることで、発掘調査への市民の直接的な関わりが可能であること、また、反対に市民的な〈知〉がフィールドワークに持ち込まれることで、そこで生まれる〈知〉の幅が拡大する可能性をもっていることが明らかになった。(3)については、職業的研究者だけでなく、展示や叙述といった活動にまで誰もが関与可能であることが明らかになった。そして、これらの課題解決の先に、直接的・積極的な関わりを持たない人々さえも巻き込みながら、発掘調査は地域文化を醸成する可能性が明らかになった。

このように発掘調査という場が参加者個人の学びを支援するだけでなく、社会を創造する機能を持っていることを明らかにした上で、さらにその成立要因を分析した。その結果、第一に人的ネットワークが存在したことが、第二に専門家の意識が変化したことが、市民参加型発掘調査の継続性を担保してきたことが明らかになった。

第一の人的ネットワークでは、初期の野尻湖発掘では学校のクラブ活動単位での参加が主流であったが、1970年代中頃以降、子どもを介してその保護者である親や祖父母が野尻湖発掘に参加する形態や親や祖父母を介して、その子どもや孫が参加する形態が主流となっていく。このことで、大人同士や子ども同士のつながり、ひいては地域社会とのつながりが生まれた。こうして構築された人的なネットワークを介して、さらに野尻湖発掘の担い手が再生産されていった。

第二については、当初「僻地方針」のような運動論的な背景の中で、考古学や地質学の専門家が「大衆」に正しい科学的知識を与えることが中心となってきた。しかし、専門家が自分達の成果を「大衆」に押し付けることで軋轢を生むことになった。この反省から発掘調査に関わってきた人々は、「大衆」と「ともに学ぶ」という新たなスローガンを打ち出し、野尻湖発掘を立ち上げていった。やがて、1970年代以降、子どもから大人までの、主体的・能動的な非職業的研究者による発掘調査を前にする中で、野尻湖発掘を主導してきた専門家の意識もまた理念としてだけでなく、「ともに学」ぼうとする意識に変わっていった。同時に、考古学や地質学研究における専門性だけでなく、組織経営する上での専門性が市民参加型発掘調査の参加者に必要であることが認識されていった。

翻って、今日の文化財保護行政、埋蔵文化財保護行政の社会教育的意義を問い直す上で、人的ネットワークの構築や専門家（専門職員）の意識改革が必要であることが明らかとなった。